

飯能市公共施設等総合管理計画



平成29年3月

埼玉県 飯能市

市長あいさつ

本市では、昭和40年代からの人口増加を背景に、市民サービスの向上と都市機能の充実を図るため、小・中学校をはじめ、保育所、公民館（現地区行政センター）、市民会館、スポーツ施設、道路、橋、上・下水道施設など多くの公共施設等を整備してきました。



これらの施設の多くは建設から30年以上が経過し、老朽化が進行する中、建替えや大規模改修などが必要となる時期を迎えております。しかしながら、現在の財政状況を踏まえますと、全ての公共施設等をこれまでどおりに維持・管理していくことは大変難しい状況にあると言えます。また、時代の変化を背景に、これまで公共施設等が担ってきた役割や利用需要などが変わってきており、行政サービスの提供を含め、質、量ともに公共施設等のあり方を見直すことも必要となっています。

このような中、国は、平成26年4月、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」の策定を全国の地方公共団体に対し要請しました。この要請を受け、本市におきましても、全ての公共施設等を対象に現状と課題を明らかにしつつ、適切な保有と維持管理に関する基本的な考え方を本計画にまとめました。人口減少、少子高齢化が進行する中で、公共施設等のあり方を考えることは、まさに、将来のまちづくりを考えることだと思っております。

現在、本市では、第5次飯能市総合振興計画において、4つのまちづくりの基本理念を掲げ、「変える10年！変わる10年！飯能市から始まる日本の創生」を合言葉に、将来都市像である「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」の実現に向けて、市民の皆様、事業者、行政との協働による「オール飯能」体制で取り組んでいるところです。本計画の実施に当たりましては、第5次飯能市総合振興計画と整合性を図りながら、将来を見据えたまちづくりの観点から公共施設等の今後のあり方を検討し、次世代に過度の負担とならないよう、適切な公共施設等を引き継いでいきたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

飯能市長 大又保勝

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1.1 背景	1
1.1.1 公共施設等の更新問題	1
1.1.2 国の動向	3
1.2 計画	4
1.2.1 目的	4
1.2.2 位置づけ	4
1.2.3 計画期間	5
1.2.4 対象施設	5
第2章 本市の現状と課題	6
2.1 人口と財政	6
2.1.1 人口動向	6
2.1.2 地区別人口の動向	8
2.1.3 財政の状況	9
2.2 公共施設等の現状	12
2.2.1 公共施設の現状	12
2.3 公共施設等の課題	16
2.3.1 公共施設等の老朽化	16
2.3.2 公共施設の更新費用	17
2.3.3 インフラ施設（上・下水道施設を除く）の更新費用	18
2.3.4 上・下水道施設の更新費用	19
2.3.5 公共施設等（上・下水道施設を除く）の更新費用	20
第3章 公共施設等のマネジメント	21
3.1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
3.1.1 総合的かつ計画的な管理の基本方針のコンセプト	21
3.1.2 総合的かつ計画的な管理の基本方針	21
3.1.3 施設（機能）の再編・再配置の考え方	24
3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
第4章 施設類型別の基本方針	28
4.1 公共施設に関する基本方針	28
4.1.1 公共施設	28
4.2 インフラに関する基本方針	53
4.2.1 インフラ	53
第5章 地区別の基本方針	58
5.1 地区別の公共施設のあり方に関する基本方針	58

5.1.1	基本方針のコンセプト	58
5.1.2	基本方針の考え方.....	58
5.1.3	地区別（8地区）の基本方針	59
第6章	今後の取組について.....	72
6.1	マネジメントの実施体制	72
6.1.1	公共施設等マネジメント推進体制	72
6.1.2	施設情報の一元化.....	74
参考資料	76
1	飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例	76
2	飯能市公共施設等マネジメント推進審議会委員名簿.....	78
3	飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について（諮問）	79
4	飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について（答申）	80
5	飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会委員名簿.....	82
6	計画策定の経過	83
7	「これからの公共施設に関する市民懇談会」	84
8	公共施設に関する市民アンケート	86
9	用語集.....	89

第1章 公共施設等総合管理計画について

1.1 背景

1.1.1 公共施設等の更新問題

本市では、昭和40（1965）年代からの急激な人口増加を背景に、小・中学校、保育所、公民館（現地区行政センター）などの公共施設や、道路、上・下水道施設などのインフラ（社会基盤施設）を多く整備してきました。

現在、これらの公共施設等（公共施設及びインフラ）の多くが建設から30年以上が経過し、老朽化が進行する中、修繕等の維持管理費が増大しており、近い将来には一斉に更新や大規模改修の時期を迎えることになります。

また、人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、税収の伸び悩み、社会保障費の増加など現在の財政状況を踏まえると、公共施設等の維持・更新にかかる費用をいかにして適正な水準に抑えていくか、また、どのように財源の確保を図っていくかが大きな課題となっています。

一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきた行政サービスの見直しなど、質、量ともに公共施設等全体のあり方を見直すことも課題になっています。

これらの課題を一体的に解決しなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから「公共施設等の更新問題」と言われています。

この公共施設等の更新問題は、全国の自治体に共通した課題となっています。避けられない問題であるからこそ、早めの対策が必要となっています。

公共施設

公用又は公共の用に供するために市が所有する小・中学校、保育所、地区行政センター、市民会館等の公共建築物（いわゆる「ハコモノ」）を指す。

インフラ（社会基盤施設）

市が整備する道路、橋りょう、公園、上・下水道施設等を指す。



「公共施設」＋「インフラ」＝ 公共施設等



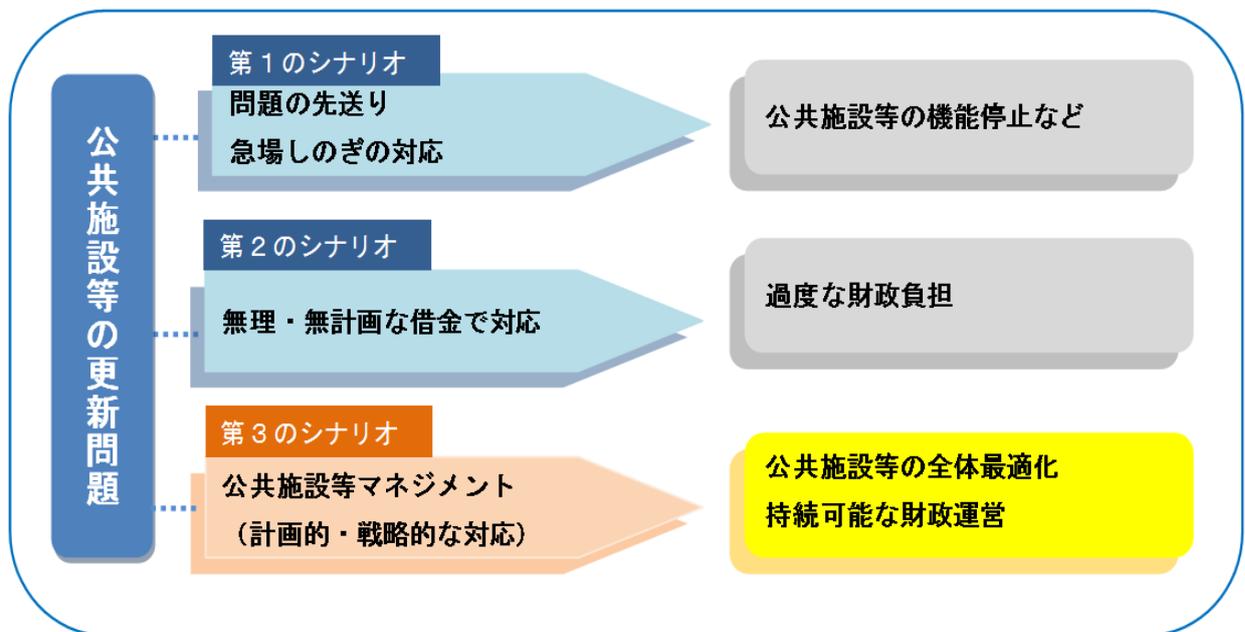
公共施設等の更新問題は、今後の取組に応じて、大きく3つのシナリオが考えられます。

第1のシナリオは、更新問題への対応を決断できないことにより、「公共施設等の機能停止」や「公共施設等が崩壊」というものです。公共施設等の老朽化が進行する中で、結論を先送りした結果、公共施設等の機能低下が続き、場合によっては建物の崩壊なども伴って、ついには公共施設等の機能を失うというシナリオです。

第2のシナリオは、公共施設等の現状や需要動向などを考慮せず、また、財政状況を省みることなく、今ある公共施設等の全てを維持し続けることにより、修繕等の維持管理費の増大や更新のために借り入れた地方債¹の返済負担の増大などを招くというものです。公共施設等の老朽化を前に、漫然と事業を継続することのみを重視した結果、最終的に市の財政状況が非常に厳しくなるというシナリオです。

第3のシナリオは、早期に決断・対応することにより、公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避するというものです。つまり、「公共施設等をマネジメントする」ことにより、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営を両立するというシナリオです。

このように、大きく3つのシナリオが想定されますが、その中から、本市は、第3のシナリオの実現に取り組めます。



¹ 地方債：地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。



1.1.2 国の動向

(1) インフラ長寿命化基本計画

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化する現状を受けて、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 (2013) 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、国民の安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコスト²の縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づき行動計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

(2) 公共施設等総合管理計画

総務省は、平成 26 (2014) 年 4 月、全国の地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に当たる「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。(「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成 26 (2014) 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知))

地方公共団体は、この要請を受け、庁舎、学校などの公共施設、道路、橋りょうなどのインフラなどすべての公共施設等を対象とした「公共施設等総合管理計画」を平成 28 (2016) 年度までに策定することとなりました。

本計画により、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれる中、現在の財政状況を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指そうとするものです。

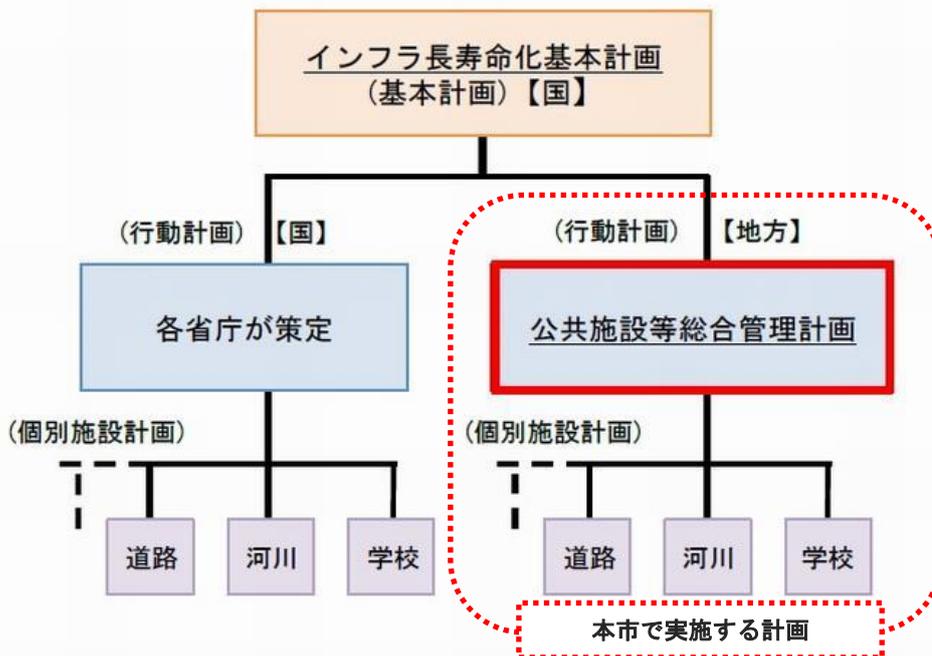


図1 インフラ長寿命化計画の体系

資料：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」

² ライフサイクルコスト(LCC : Life Cycle Cost) : 企画、設計から、維持管理等に至る過程(ライフサイクル)に必要な経費の合計額。



1.2 計画

1.2.1 目的

本計画の目的は、公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指すものです。

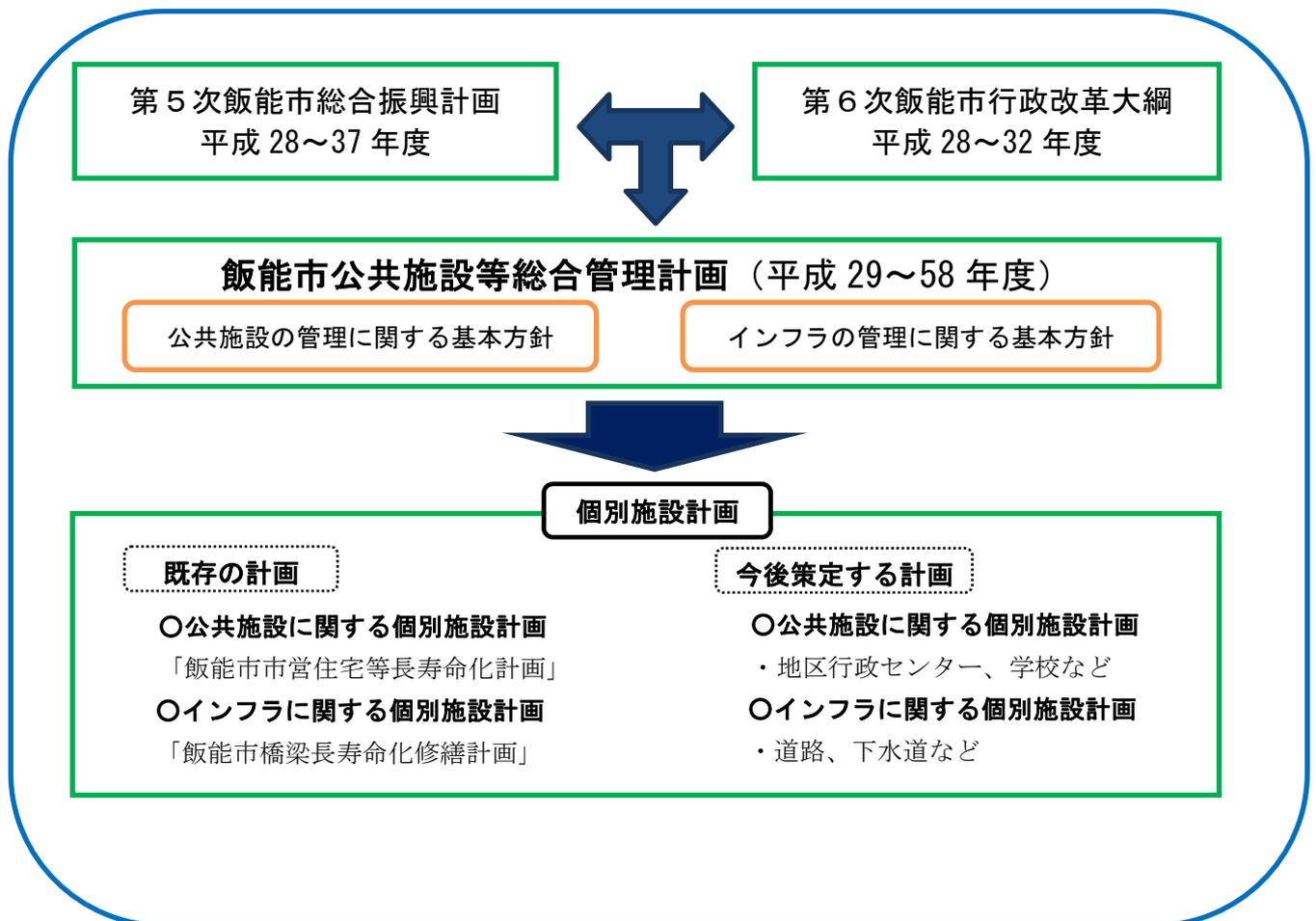
本計画では公共施設等を対象に、保有状況を把握・分析し、維持更新費用の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理します。

計画の目的：公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立

1.2.2 位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第5次飯能市総合振興計画」及び「第6次飯能市行政改革大綱」に基づき策定するもので、今後本市が取り組む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等の全体最適化に関する基本的な方針を示す計画とします。また、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26（2014）年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）による総合管理計画の策定要請事項を反映した計画とします。

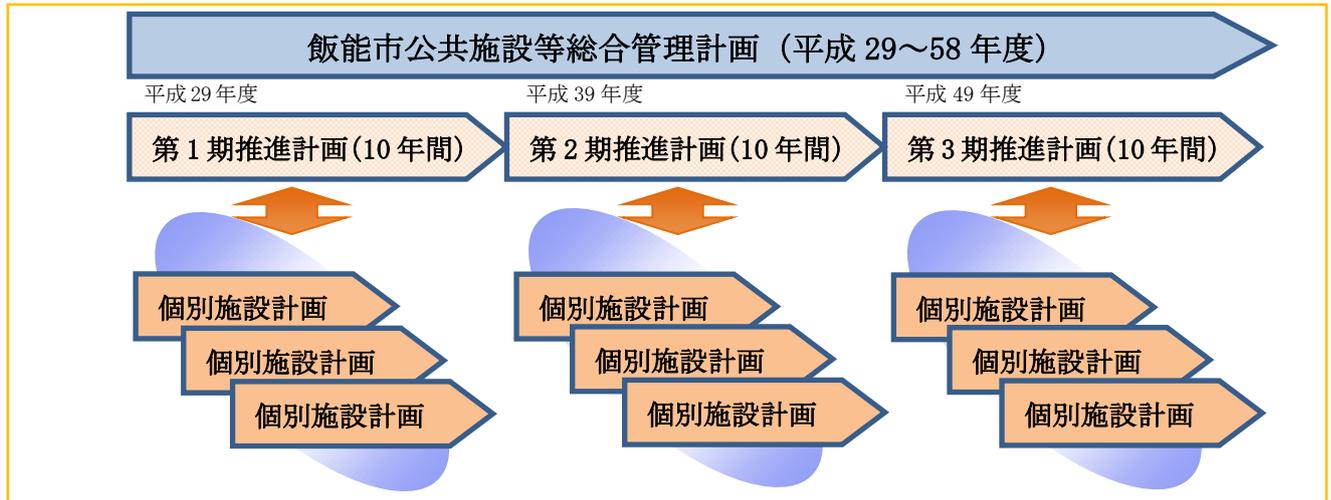
なお、現在策定済みの個別施設計画（「飯能市橋梁長寿命化修繕計画」等）については、本計画と整合性を図りながら推進していきます。



1.2.3 計画期間

公共施設等マネジメントを推進していくには、中長期的視点から取り組む必要があることから、本計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 58（2046）年度までの 30 年間とします。なお、将来人口推計や財政状況の見直し等の変化を踏まえ、おおむね 10 年ごとに計画の見直しをすることとします。

また、本計画を着実に推進していくため、10 年ごとの「推進計画」を策定し、その期間で取り組む内容を明らかにするとともに、取組の成果や計画の進捗状況を確認していきます。各施設については、各施設の整備方針や実施スケジュール等を定めた「個別施設計画」を策定し、推進計画に反映させることとします。



1.2.4 対象施設

本計画の対象施設は、本市が保有する公共施設及びインフラを対象とします。

公共施設については、「市民文化・社会教育系施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」、「産業・観光系施設」、「学校教育系施設」、「保健福祉医療系施設」、「市営住宅」、「行政系施設」、「その他施設」の 8 類型を対象として現状把握や基本的な方針を示します。なお、公共施設として借用している施設については、本計画の対象外とします。

インフラについては、「道路（林道含む）」、「橋りょう」、「公園・緑地」、「その他施設」の 4 類型と、企業会計及び特別会計である「上水道施設」、「下水道施設」の 2 類型を対象として現状把握や基本的な方針を示します。

大分類	中分類	施設類型
公共施設等	公共施設	市民文化・社会教育系施設（市民会館、地区行政センター等）
		スポーツ・レクリエーション系施設（市民体育館、市民球場等）
		産業・観光系施設（さわらびの湯、ふれあい農園施設等）
		学校教育系施設（小・中学校、幼稚園等）
		保健福祉医療系施設（保育所、保健センター等）
		市営住宅（富士見団地、平松団地等）
		行政系施設（本庁舎、クリーンセンター等）
		その他施設
	インフラ	道路（林道含む）
		橋りょう
		公園・緑地
		その他施設
		上水道施設（上水道管、浄水場等）
		下水道施設（下水道管、浄化センター等）



第2章 本市の現状と課題

2.1 人口と財政

2.1.1 人口動向

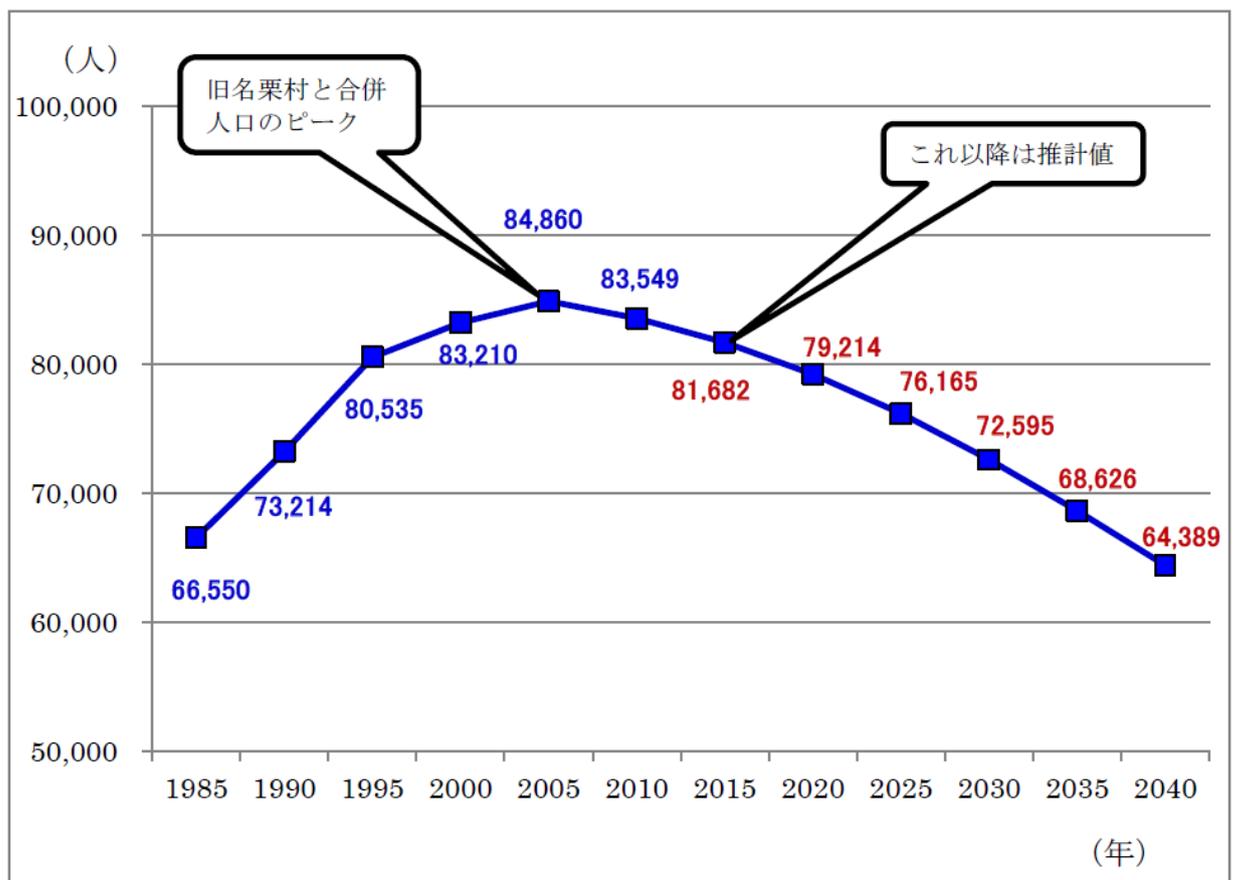
本市の人口ビジョン(平成 27(2015)年度策定)によると、本市の人口は、平成 17(2005)年の 84,860 人をピークに緩やかな減少に転じており、平成 22(2010)年 10 月に行われた国勢調査では、83,549 人でした。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成 25(2013)年 3 月に公表した推計によると、今後も人口は減少を続け、平成 52(2040)年には約 64,000 人になるとされています。また、平成 17(2005)年の水準から約 24%減少する予測となっています。

住民基本台帳人口及び外国人登録者数(平成 25(2013)年からは住民基本台帳人口)は、平成 13(2001)年をピークに減少に転じ、平成 17(2005)年に旧名栗村との合併により一時的に増加したものの、その後は再び減少しています。

また、住民基本台帳人口における本市の平成 29(2017)年 3 月 1 日現在の総人口は 80,208 人となっています。

飯能市の人口の推移と将来推計



資料:平成 22(2010)年までは国勢調査、平成 27(2015)年以降は社人研推計値

出典:「飯能市人口ビジョン」より

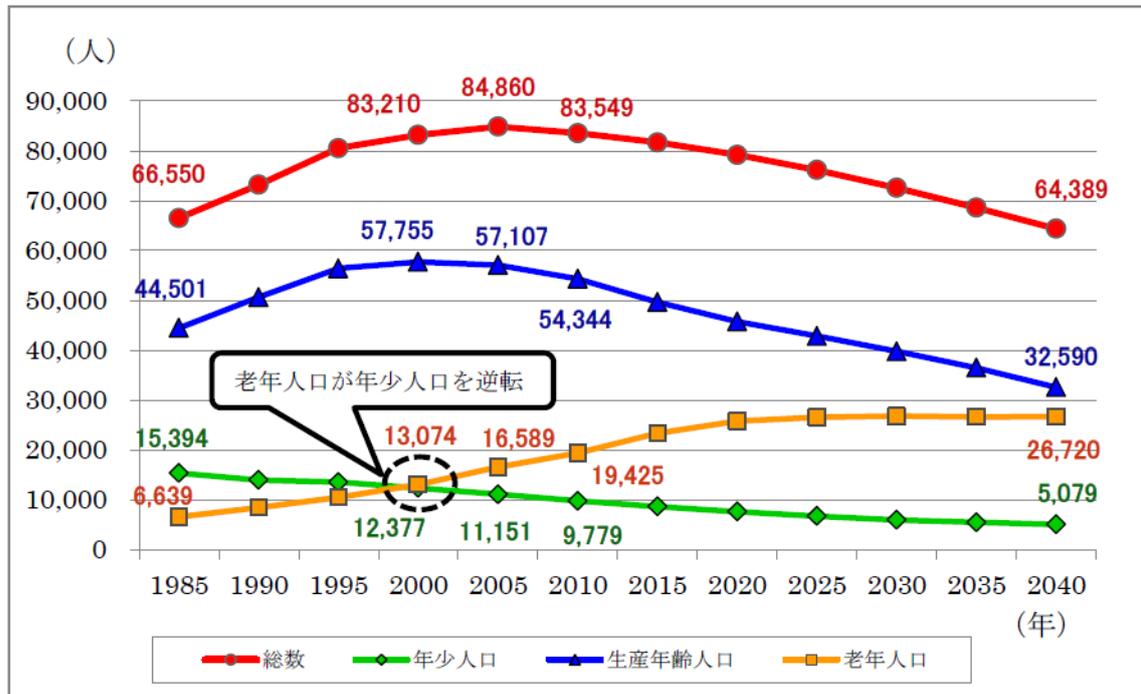


本市の年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、平成12（2000）年の57,755人をピークに減少傾向に転じています。平成52（2040）年には、平成12（2000）年の約56%の水準になることが予測されています。

年少人口（0～14歳）は、昭和60（1985）年をピークに減少し、平成12（2000）年には老年人口（65歳以上）を下回りました。

老年人口は増加を続け、平成52（2040）年には、市全体の約41%を占め、生産年齢人口約1.22人で1人の老年人口を支えることとなります。

飯能市の年齢3区分別人口の推移



※ 総数には「不詳」を含む

資料：平成22（2010）年までは国勢調査、平成27（2015）年以降は社人研推計値

出典：「飯能市人口ビジョン」より

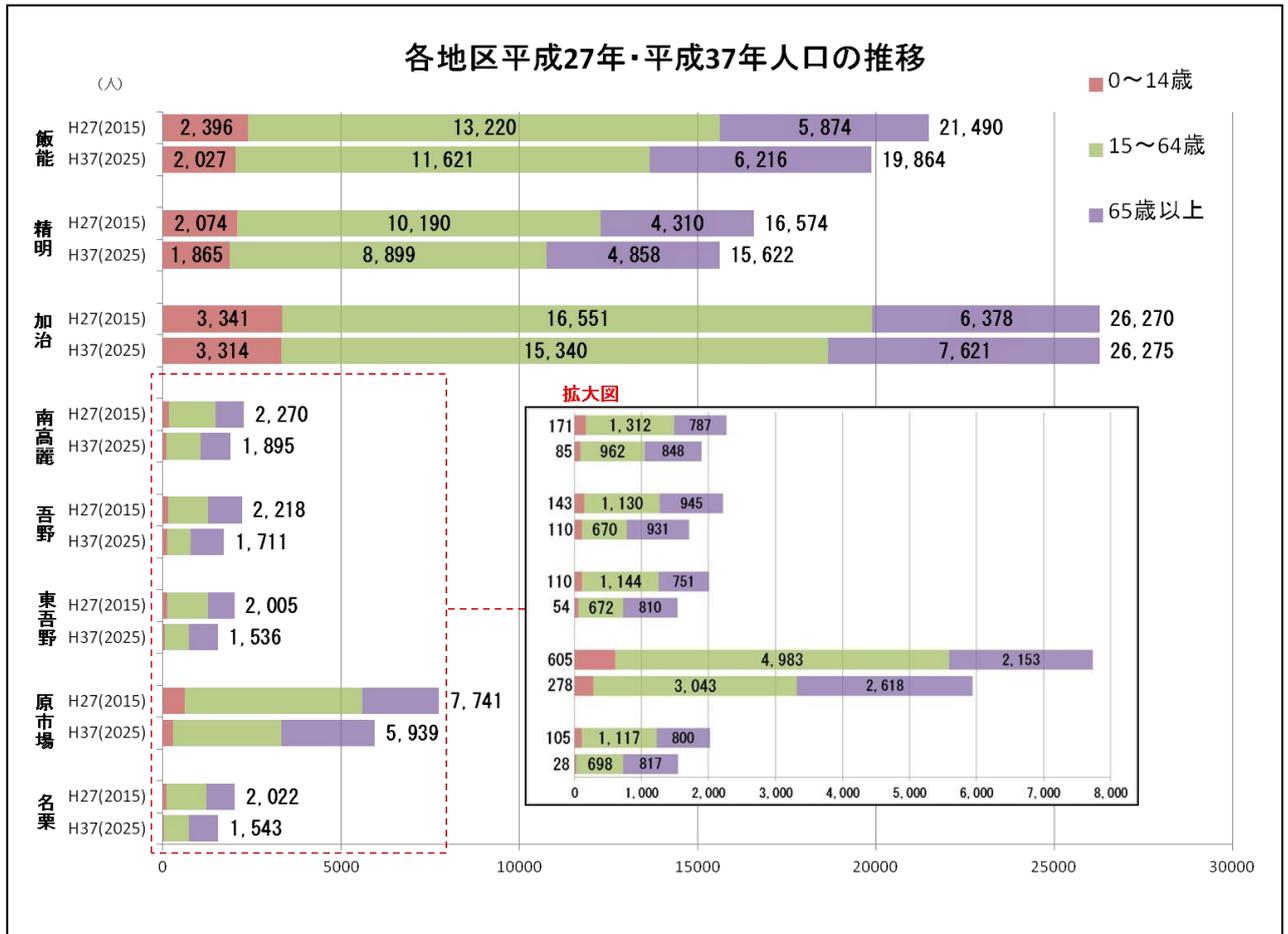


2.1.2 地区別人口の動向

地区別（8 地区）の人口については、第5次飯能市総合振興計画において推計した数値によると、平成 37（2025）年には加治地区を除いた全ての地区において減少する見通しとなっています。

65 歳以上の人口割合を表す高齢化率は、すべての地区で増加し、吾野地区、東吾野地区及び名栗地区では 50%を超える推計となっています。

また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口については、すべての地区で減少する推計となっています。



「飯能市人口ビジョン」のデータから作成



2.1.3 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

【歳入の推移(普通会計³)】

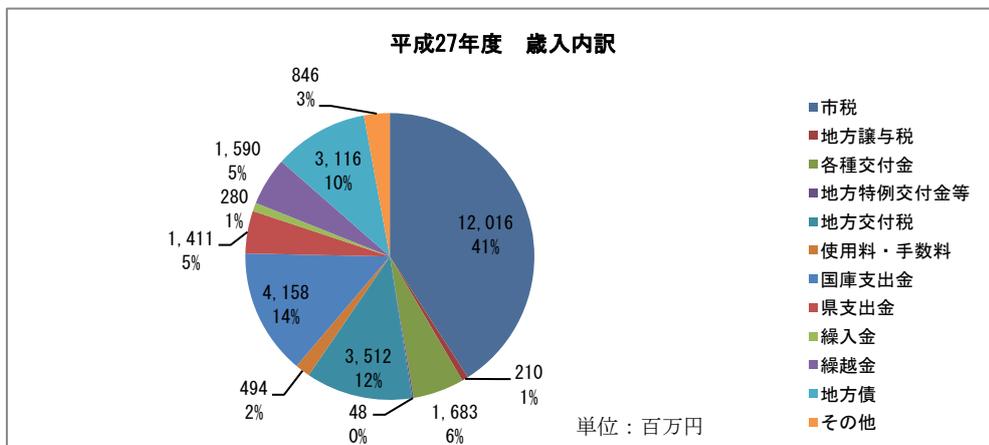
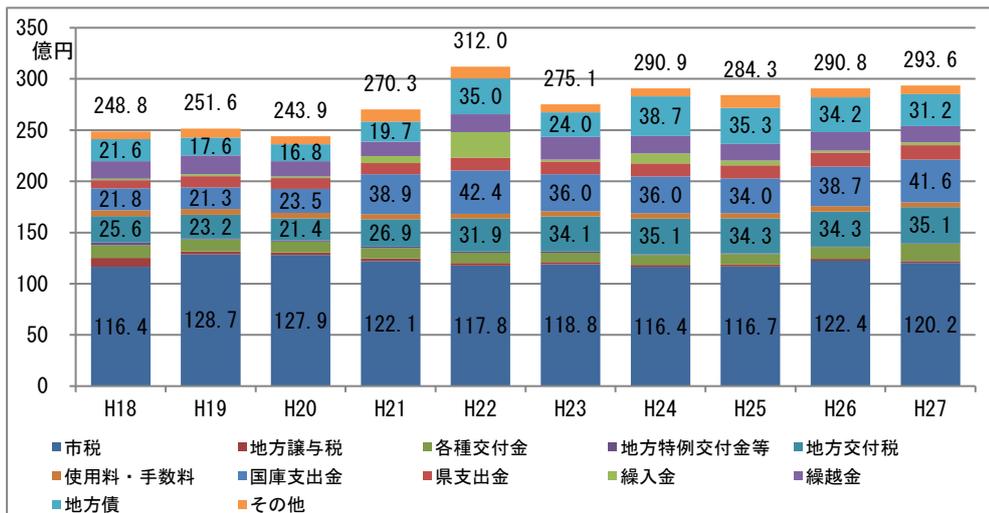
平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 10 年間における普通会計決算の歳入状況は、平成 22 (2010) 年度を除いては、おおむね 240 億円から 290 億円で推移しています。なお、平成 22 (2010) 年度は、土地開発公社からの用地の買戻しがあったため、300 億円を超えています。

市税収入については、平成 19 (2007) 年度に約 129 億円とピークを迎え、その後減少傾向にあり、現在は約 120 億円で推移しています。

地方交付税については、平成 17 (2005) 年度の旧名栗村との合併による国の財政支援として、普通交付税の合併算定替が適用(合併後 15 か年度)されているため、おおむね 31 億円から 35 億円で推移しています。しかし、合併から 10 年が経過した平成 27 (2015) 年度からは段階的に減額措置がされており、今後は減少が見込まれています。

また、地方債については、旧名栗村との合併に伴い特に必要となる新市建設計画に基づく事業について、国の財政支援として設けられた財政的に有利な合併特例債を優先的に活用してきました。しかし、合併特例債の活用は平成26(2014)年度で終了となっています。

今後については、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少が予測されている中で、税収の大幅な伸びは期待できない状況にあり、また、普通交付税も段階的に減少していくことが見込まれています。



³ 普通会計…本市の場合、一般会計と4つの区画整理特別会計を合算した会計。地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分であり、公営事業会計等は含まない。



(2) 歳出決算額の推移

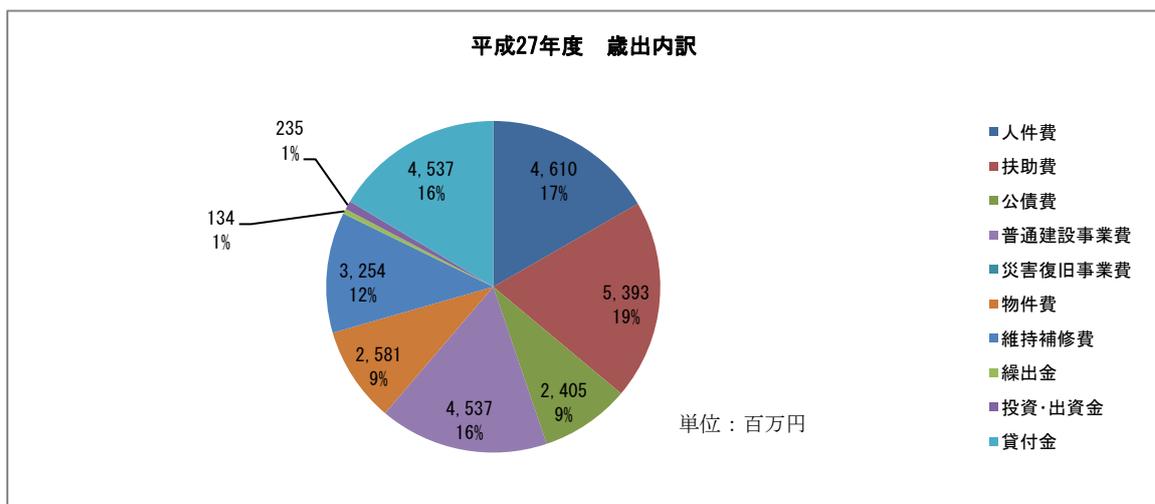
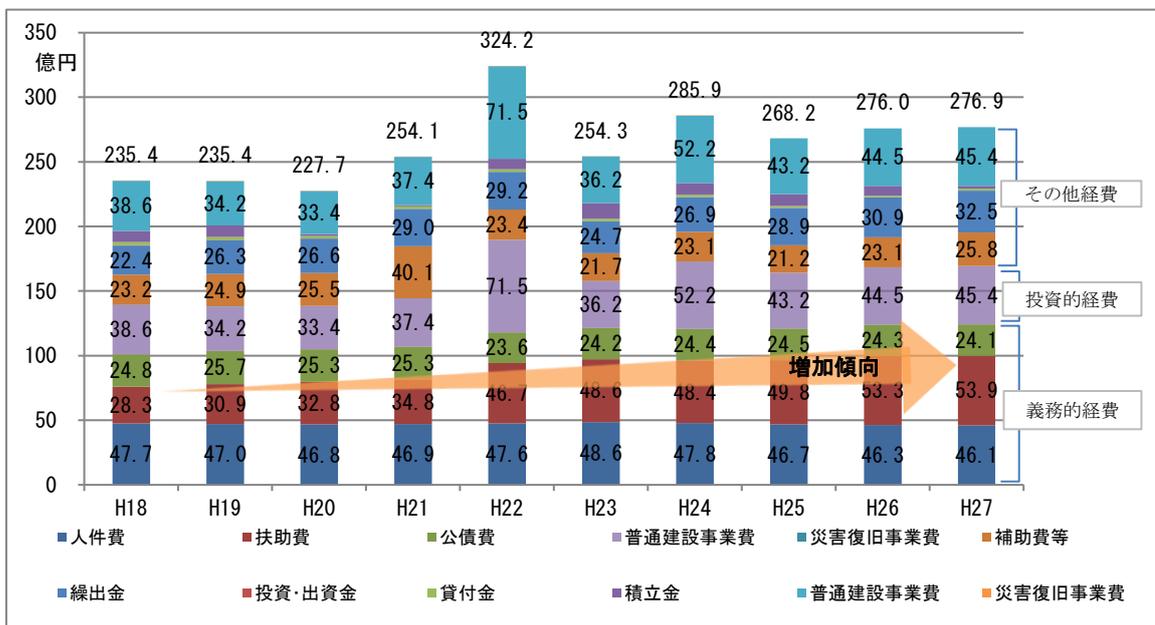
【性質別歳出の推移(普通会計)】

平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 10 年間における普通会計決算の歳出状況は、平成 22 (2010) 年度にピークの 324 億円に達し、その後、一時減少しましたが、平成 25 (2013) 年度からは増加傾向に転じています。

義務的経費⁴のうち人件費は、平成 18 (2006) 年度には約 48 億でしたが、平成 27 (2015) 年度には約 46 億円と約 2 億円 (△3.3%) と減少しています。

また、扶助費については、平成 18 (2006) 年度の約 28 億円から平成 27 (2015) 年度の約 54 億円と、この 10 年間で約 26 億円 (約 90%) の伸びとなっています。平成 22 (2010) 年度からの大幅な増加は、「こども手当」の導入などが主な要因です。

今後については、少子高齢化の進行等により、義務的経費である扶助費の増加が見込まれており、普通建設事業費等の投資的経費⁵への影響が懸念されています。



⁴ 義務的経費：一般歳出における人件費、扶助費、公債費からなる支出が制度的に義務付けられている経費

⁵ 投資的経費：公共施設等の社会資本の整備に要する普通建設事業費、災害復旧事業費、及び失業対策事業費

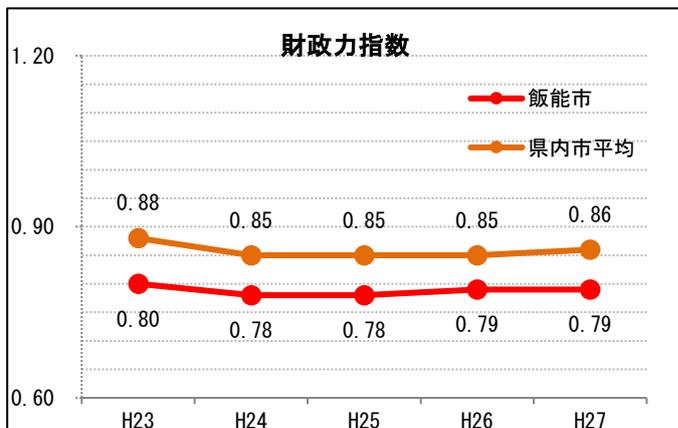


(3) 財政指標

ここでは、財政指標（財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率）から本市の財政状況をみます。

(1) 財政力指数

財政力指数は、過去5年間、0.78から0.80とほぼ横ばいとなっています。また、埼玉県内市平均を下回っています。

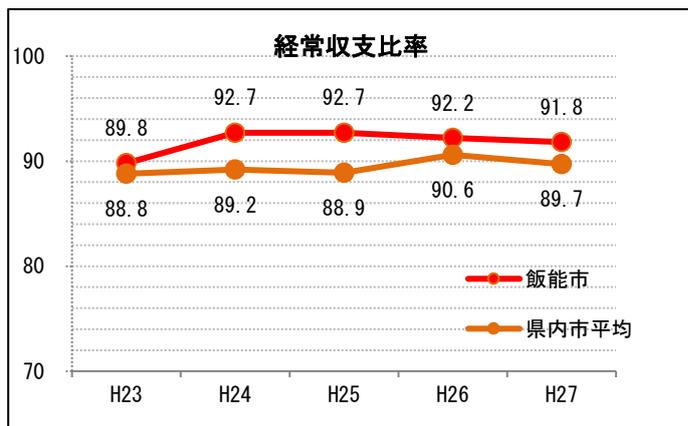


財政力指数とは・・・

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。

(2) 経常収支比率

経常収支比率は、平成23(2011)年度は89.8%でしたが、その後は90%を超えています。平成27年度の経常収支比率は、埼玉県内市平均が0.9ポイント減少しており、本市も前年度より0.4ポイントの減少となりました。

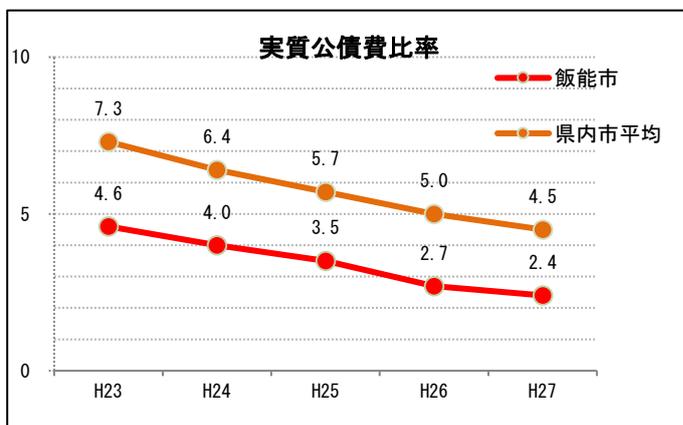


経常収支比率とは・・・

毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に、一般財源がどの程度使われているかをみる指標で財政の弾力性を示します。この比率が低いほど新たな行政需要等に対応できることになり、80%以下が望ましいとされています。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、平成27年度においては前年度より0.3ポイント改善し、引き続き埼玉県内市平均を大きく下回っており、健全な状況にあると言えます。



実質公債費比率とは・・・

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。



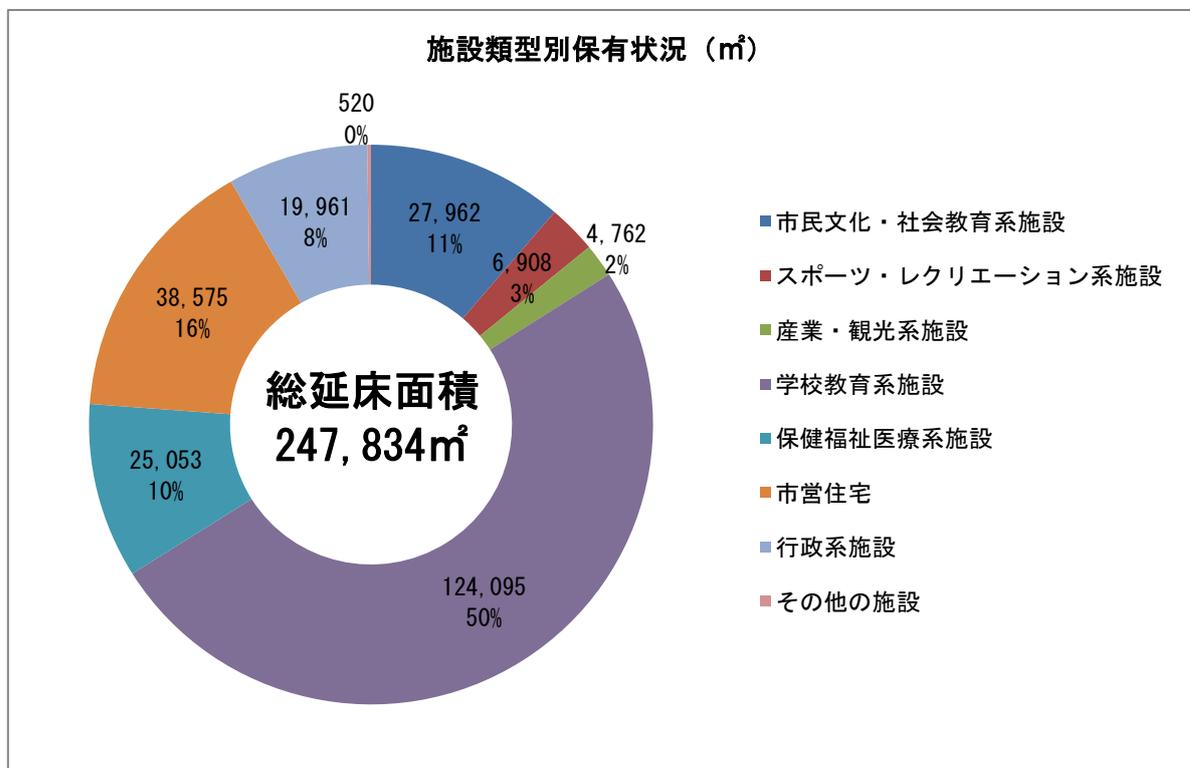
2.2 公共施設等の現状

2.2.1 公共施設の現状

公共施設の総延床面積は、247,834 m²で、用途別にみると、学校教育系施設が 124,095 m²で最も多く 50%を占め、次いで市営住宅が 38,575 m²、16%、市民文化・社会教育系施設が 27,962 m²、11%の順となっています。

	延床面積 (m ²)	施設数
市民文化・社会教育系施設	27,962	27
スポーツ・レクリエーション系施設	6,908	5
産業・観光系施設	4,762	50
学校教育系施設	124,095	24
保健福祉医療系施設	25,053	42
市営住宅	38,575	7
行政系施設	19,961	30
その他の施設	520	1
合計	247,834	186

小数点以下の端数処理により、合計面積と一致しません。



小数点以下の端数処理により、合計面積と一致しません。

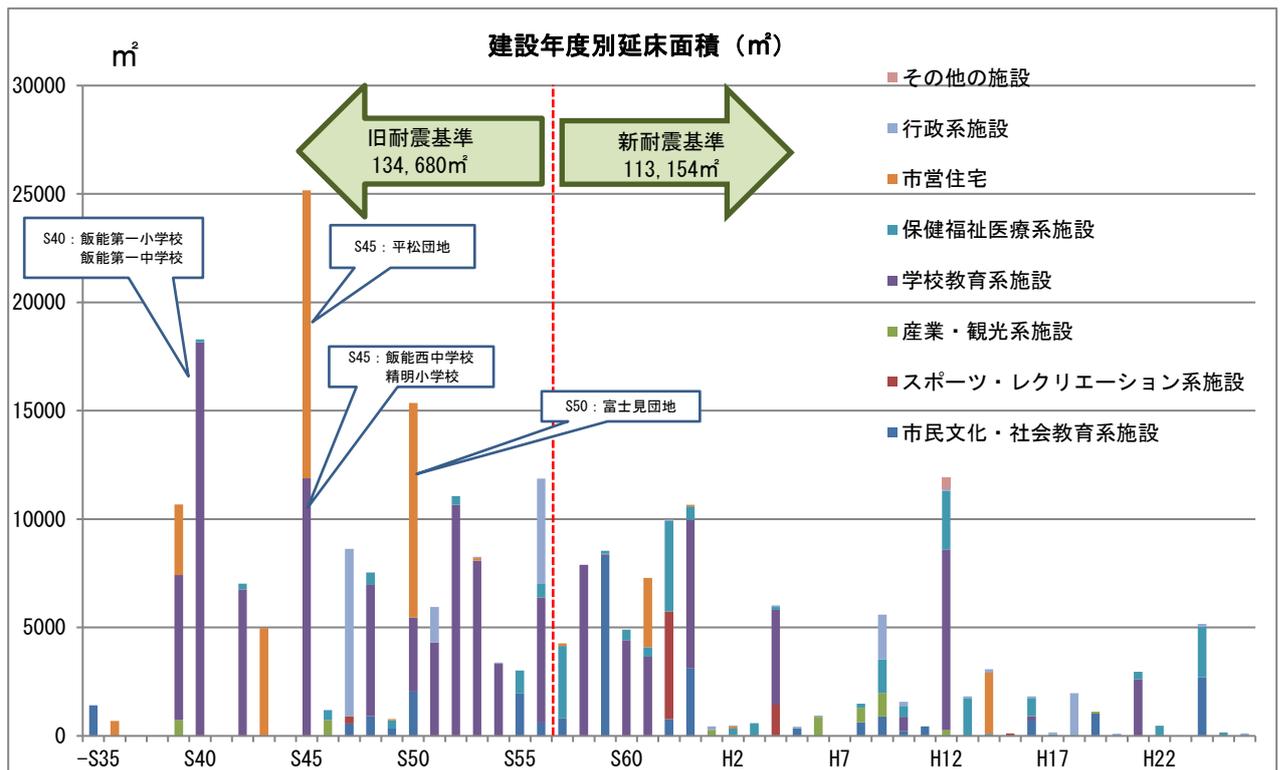


(1) 建設年別保有状況

公共施設を建設年別にみると、昭和 40（1965）年代から 60（1985）年代に施設の建設が集中しており、これらの施設は、建設後 30 年以上経過していることから、今後は更新や老朽化対策が課題となってきます。

また、昭和 56（1981）年以前（旧耐震基準⁶）に建設した施設が、総延床面積で全体の 54%（134,680 m²）を占めています。

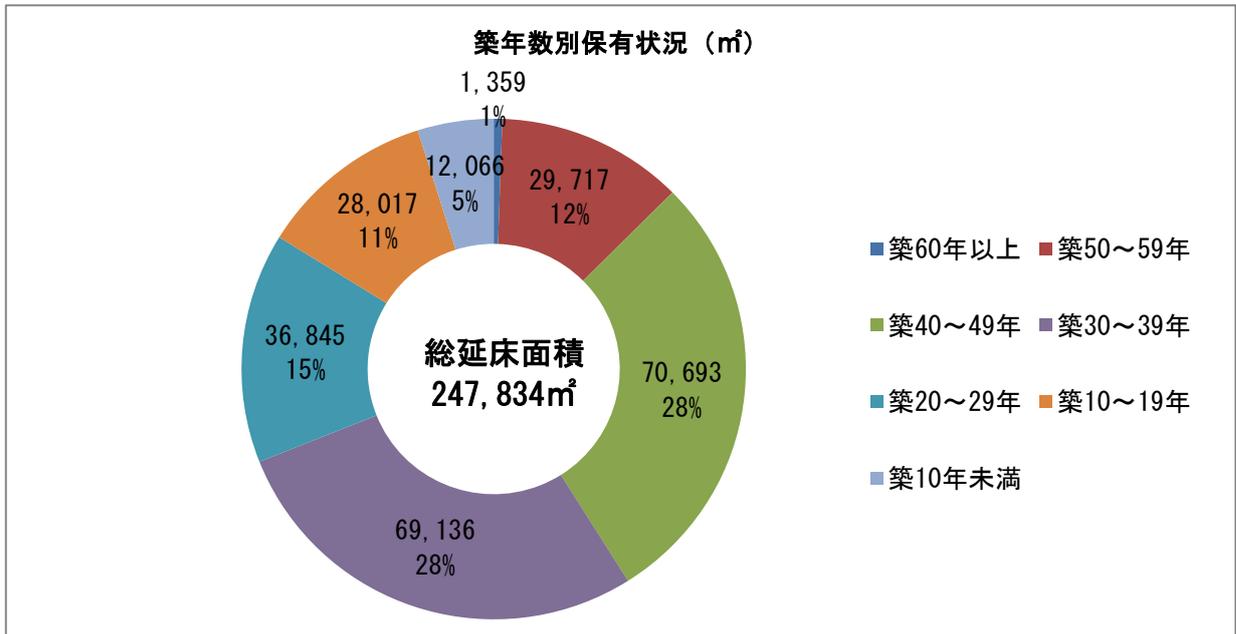
旧耐震基準で建設された施設については、一部未耐震の施設もあることから耐震化の取組は喫緊の課題でもあります。



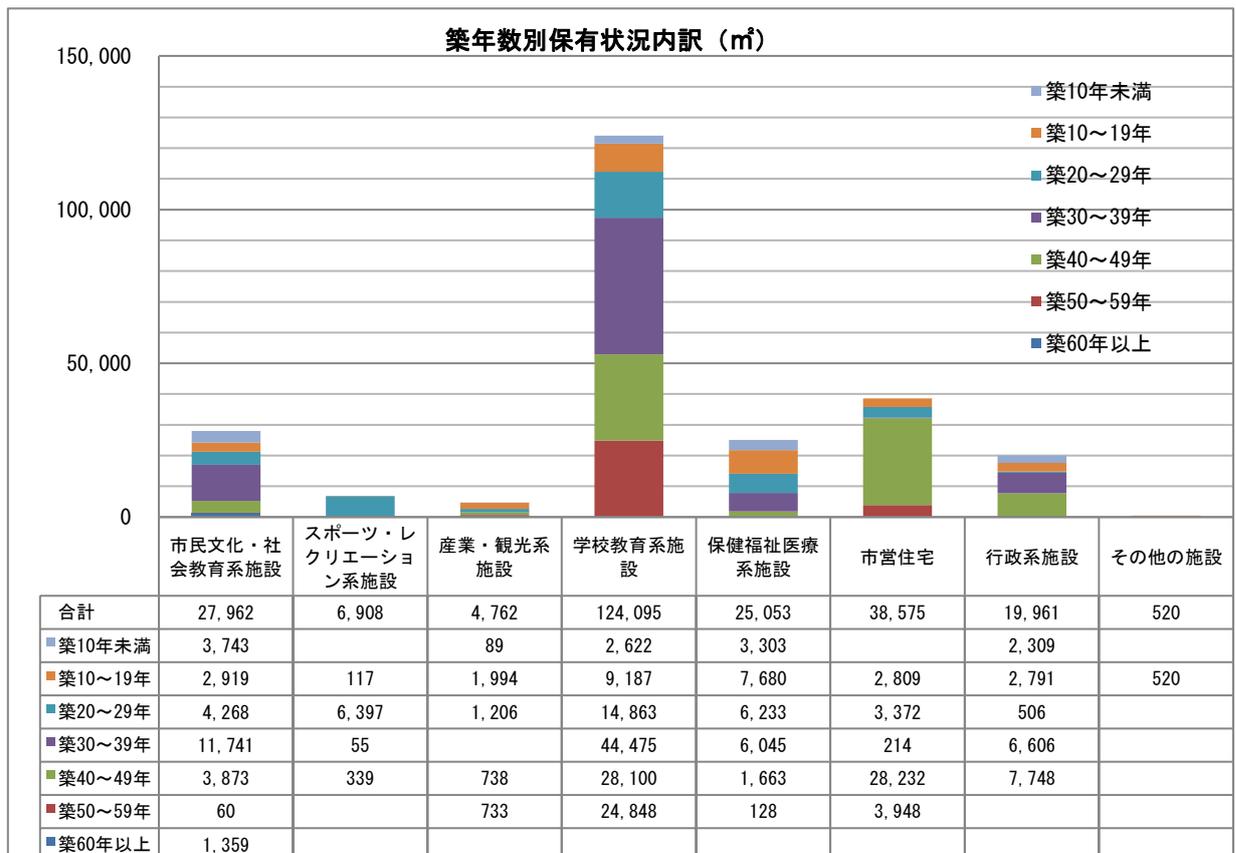
⁶ 耐震基準：建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56（1981）年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準を「旧耐震基準」といい、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。旧耐震基準は、震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。新耐震基準は、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。



各施設を築年数別にみると、昭和40（1965）から60（1985）年代の人口増加時期に整備された施設が多いことから、築40年以上が101,768㎡で41%、築30年以上が170,904㎡で69%と老朽化が進んでおり、多くの施設で20年以内に耐用年数が経過し、更新時期を迎えることとなります。



小数点以下の端数計算により、合計面積と一致しません。



小数点以下の端数計算により、合計面積と一致しません。



(2) 耐震化の実施状況

ここでは、旧耐震基準で建設された公共施設の耐震化状況を示しています。

旧耐震基準で建設された公共施設の延床面積は 134,680 m²です。耐震化実施済みの建物は 94,221 m²で、耐震化率は 70%となっています。

なお、小・中学校の耐震化事業については、平成 28 (2016) 年度までにすべて完了しています。

施設類型	旧耐震基準で建設された建物			
	実施済	不要	未実施	耐震化実施比率 (済+不要)
市民文化・社会教育系施設	0	0	7,872	0%
スポーツ・レクリエーション系施設	0	0	339	0%
産業・観光系施設	738	733	0	100%
学校教育系施設	85,119	0	0	100%
保健福祉医療系施設	642	0	3,226	17%
市営住宅	0	1,509	20,148	7%
行政系施設	7,722	4,855	1,777	88%
その他の施設	0	0	0	-
合計	94,221	7,097	33,362	70%



2.3 公共施設等の課題

2.3.1 公共施設等の老朽化

(1) 公共施設の老朽化率

公共施設の老朽化率を把握するには、実際に建物を一つ一つ点検・診断していかなければなりません。そこで、ここでは公共施設の老朽化率の参考指標として、総務省が示す「有形固定資産減価償却率」（会計面から概念的に老朽化率を算出するため、減価償却累計額を再調達金額で割った数値）を以下に示します。

公共施設全体の老朽化率は、67%と老朽化が進行しています。

(百万円)

施設類型	減価償却累計額	再調達金額	老朽化率
市民文化・社会教育系施設	3,299	5,777	57%
スポーツ・レクリエーション系施設	872	1,403	62%
産業・観光系施設	956	1,180	81%
学校教育系施設	14,871	19,687	76%
保健福祉医療系施設	2,807	5,859	48%
市営住宅	4,383	5,709	77%
行政系施設	3,783	6,970	54%
その他	43	49	88%
計	31,014	46,634	67%

(2) インフラの老朽化率

インフラ（上・下水道施設を除く）についても、同様の指標を以下に示します。

公共施設同様に、老朽化が進行しています。

(百万円)

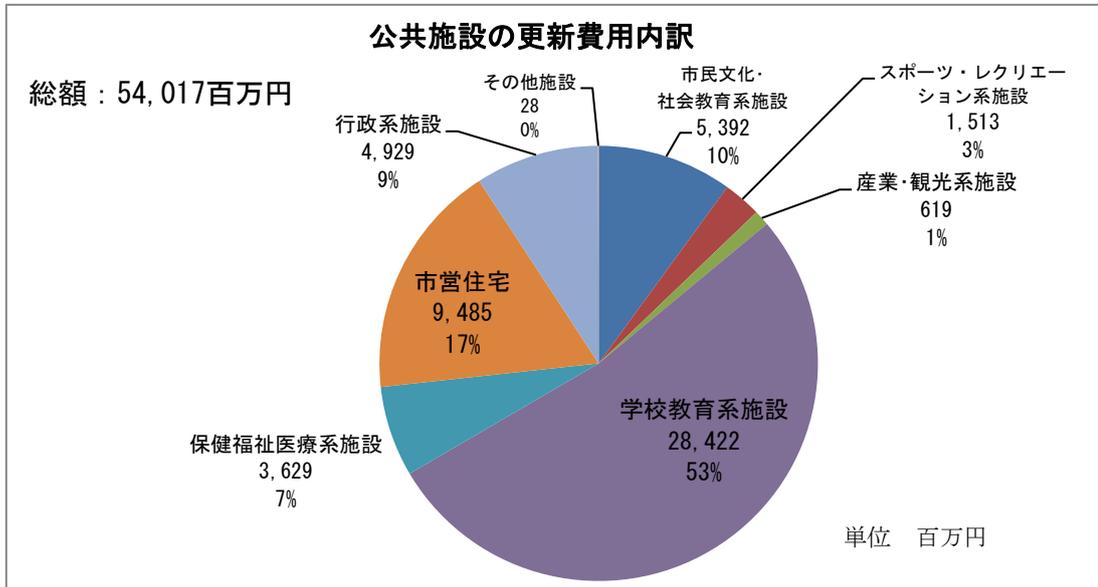
施設類型	減価償却額	再調達金額	老朽化比率
道路	15,228	22,203	69%
橋りょう	4,377	5,501	80%
公園・緑地	5,980	11,021	54%
その他施設	2,379	4,018	59%
計	27,964	42,743	65%



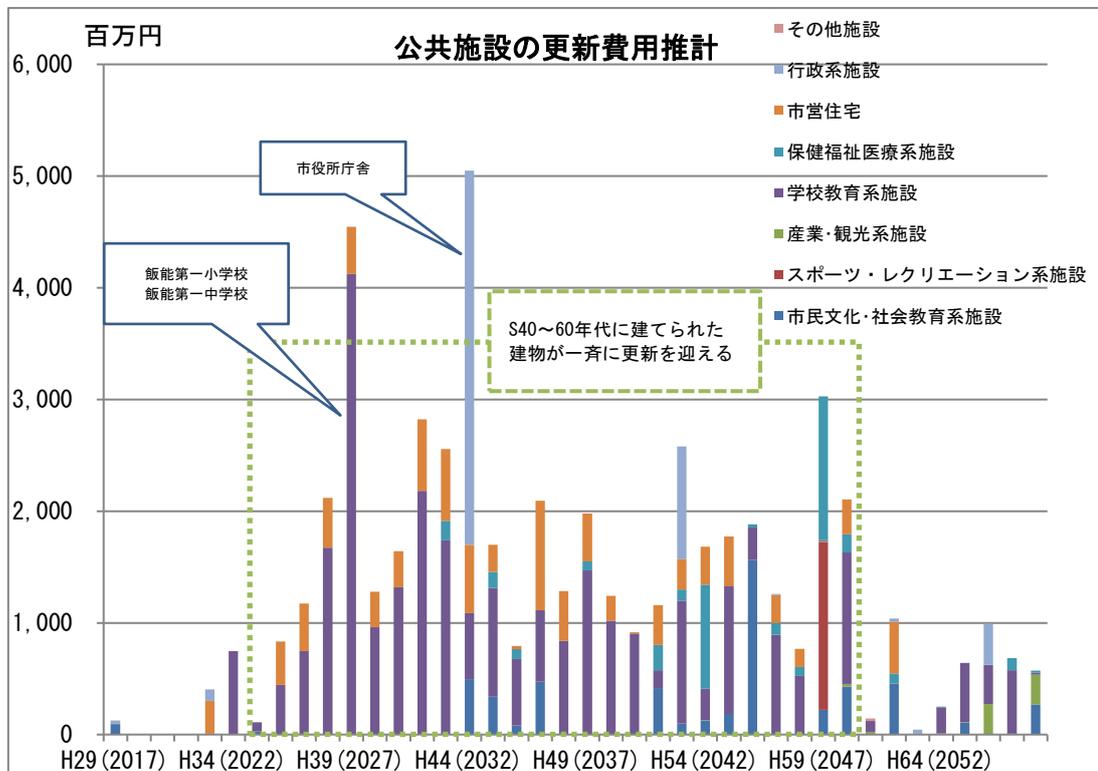
2.3.2 公共施設の更新費用

公共施設の更新費用について、更新時期を建設後 60 年とし、更新時期を迎えた際に再度費用を算定するという前提条件で試算します。

現在あるすべての公共施設を、今後 40 年間保有し続けた場合の更新費用は、約 540 億円と推計されます。内訳は、学校教育系施設が約 284 億円と最も多く、次いで市営住宅が約 95 億となっています。



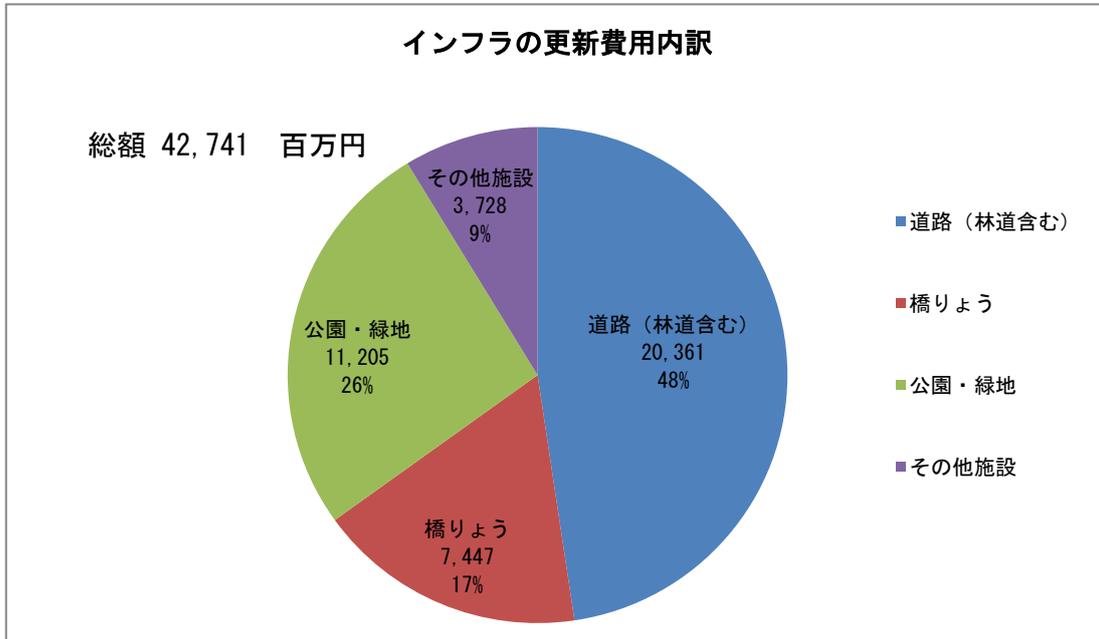
また、平成 37 (2025) 年から 61 (2049) 年にかけて、昭和 40 (1965) 年代から 60 (1985) 年代に建設した施設の更新時期が集中しています。



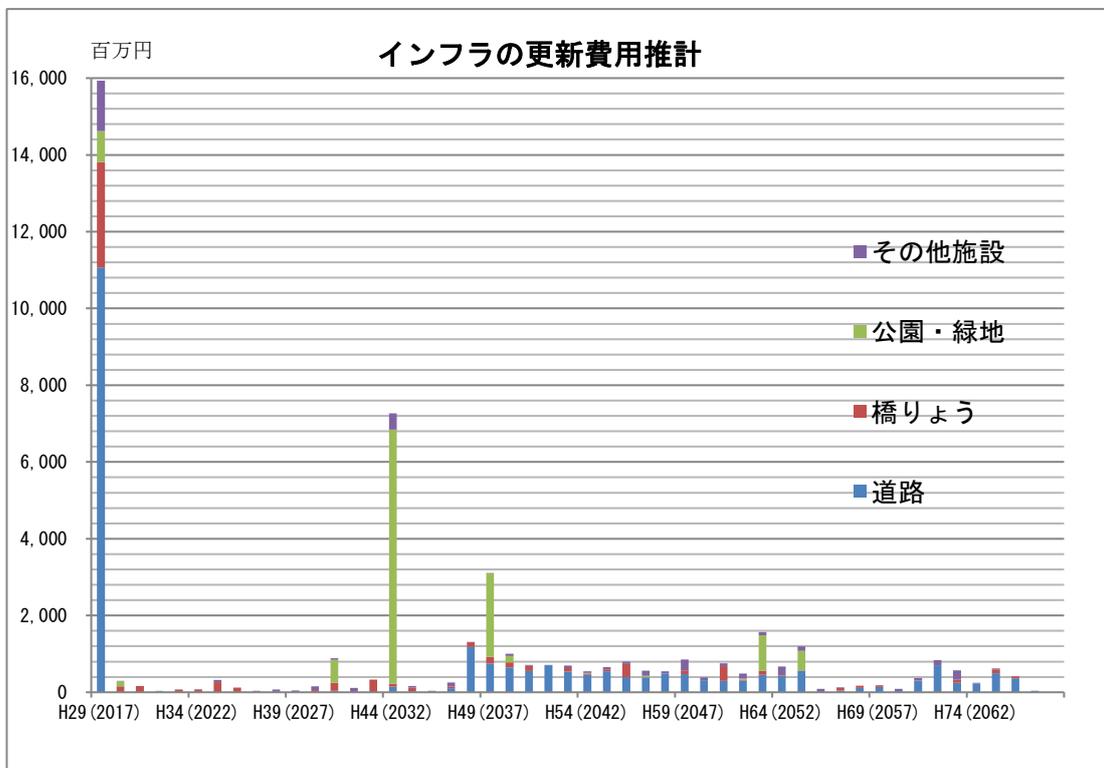
2.3.3 インフラ施設（上・下水道施設を除く）の更新費用

インフラ施設（上・下水道施設を除く）の更新費用について、更新時期を固定資産台帳上の耐用年数とし、更新時期を迎えた際に再度費用を算定するという前提条件で試算します。

現在あるすべてのインフラ施設（上・下水道施設を除く）を、今後 40 年間保有し続けた場合の更新費用は、約 427 億円と推計されます。内訳は、道路が約 204 億円と最も多く、次いで公園・緑地が約 112 億円となっています。



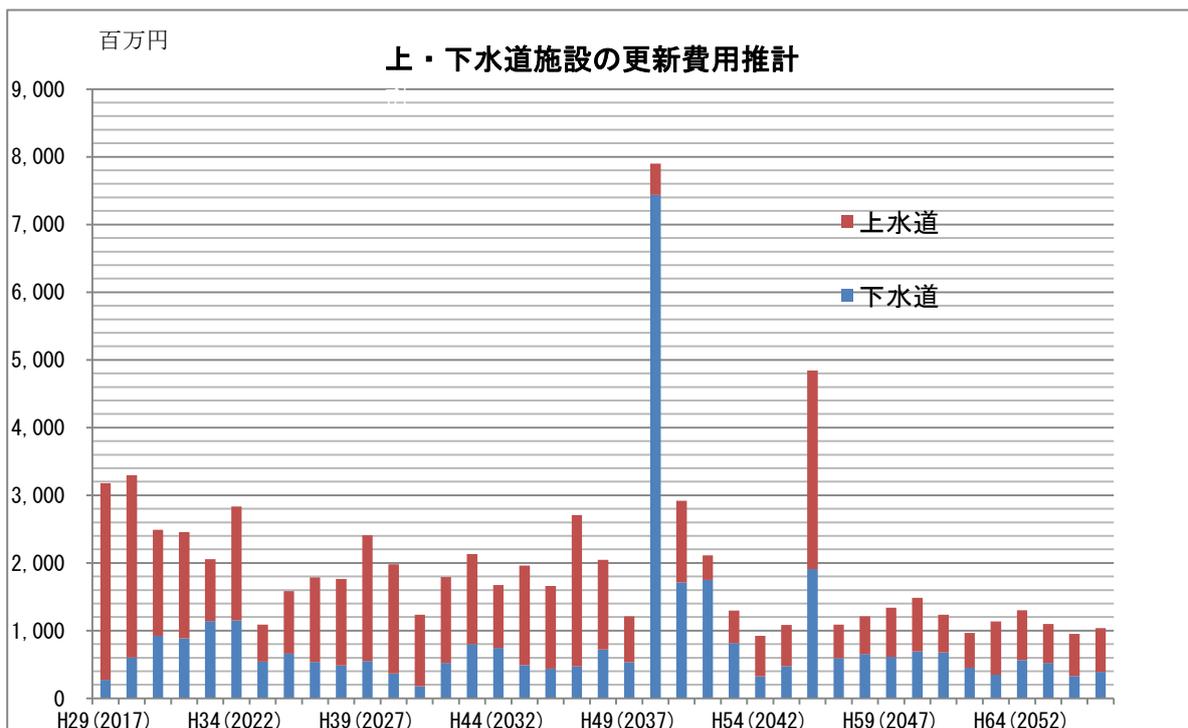
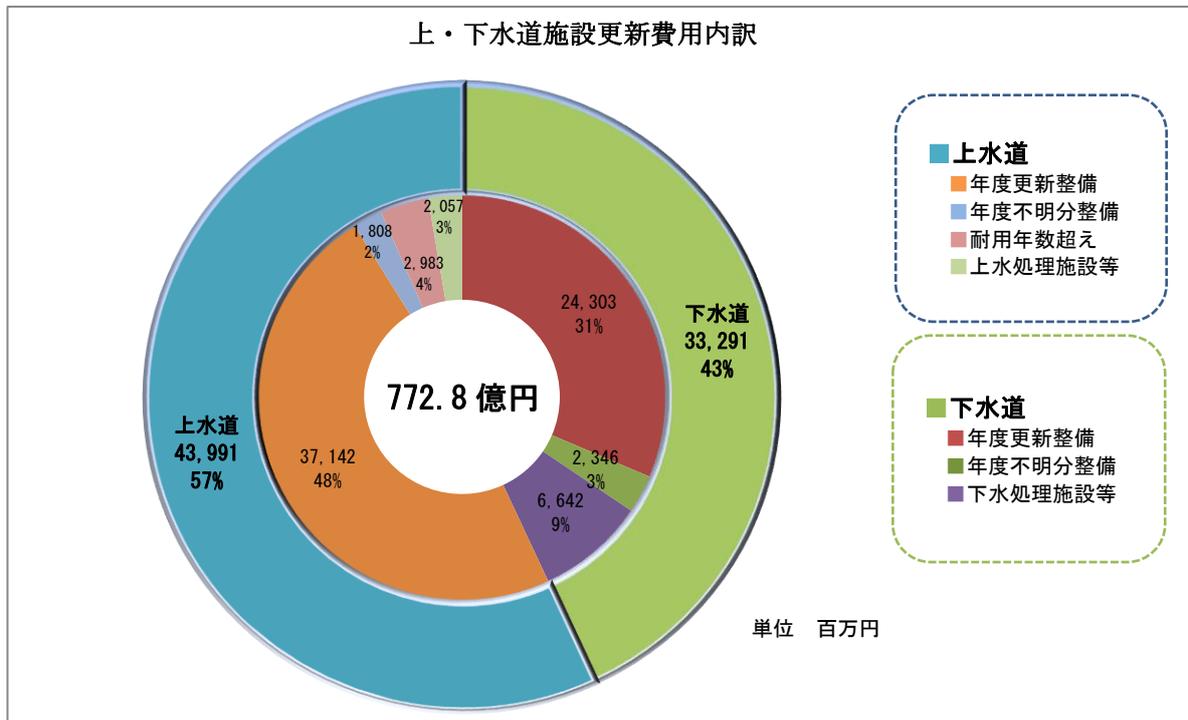
※道路は林道を含む



2.3.4 上・下水道施設の更新費用

上水道施設については、水道管が 448,169m 整備されており、ほかに、小岩井浄水場、本郷配水場など 20 の施設があります。また、下水道施設については、下水道管きょが 273,436m 整備されており、ほかに、浄化センター2 か所、汚水中継ポンプ場 3 か所、マンホールポンプ場 53 か所があります。

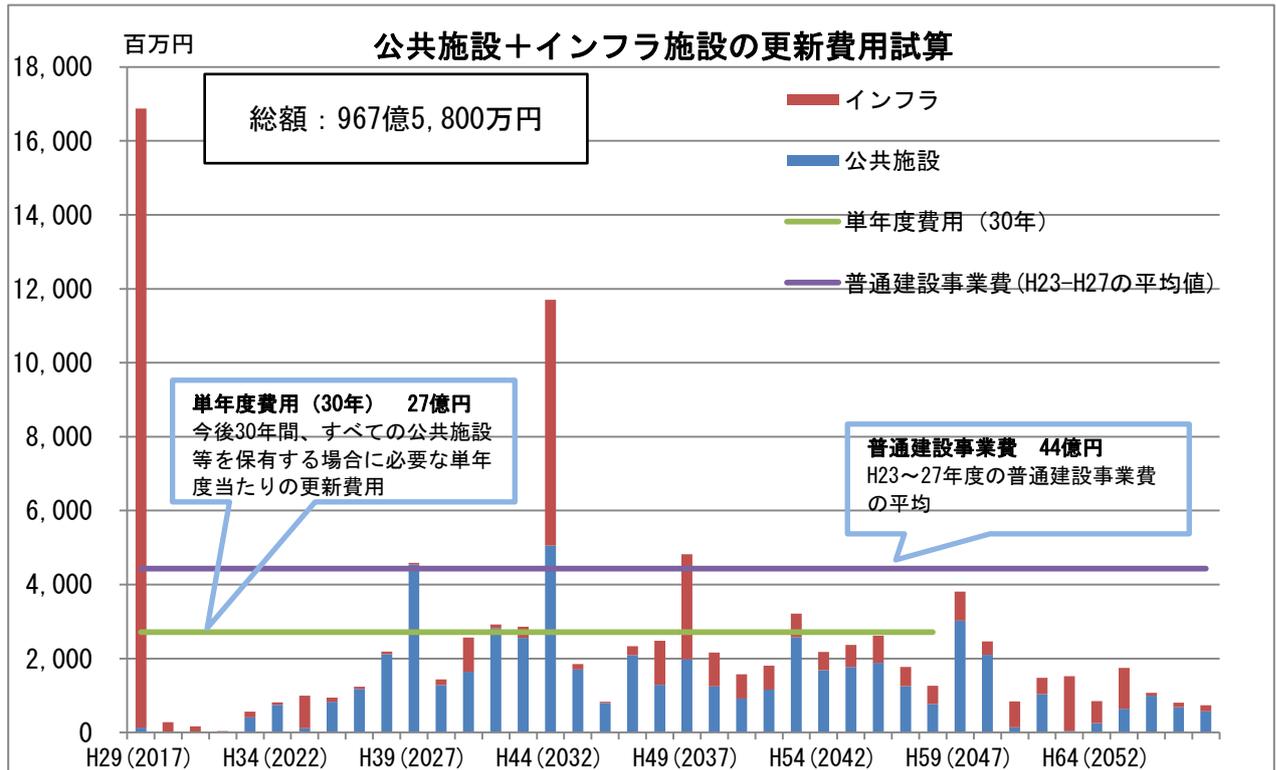
現在あるすべての上・下水道施設を、今後 40 年間保有し続けた場合の更新費用は、上水道施設が約 440 億円、下水道施設が約 333 億円、合計約 773 億円と推計されます。



※総務省公表の「更新費用試算ソフト」より算出



2.3.5 公共施設等（上・下水道施設を除く）の更新費用



インフラ施設のうち上水道施設については企業会計、下水道施設については特別会計においてそれぞれ独立採算をベースとした各個別施設計画に基づき、マネジメントを進めていくことになるので、ここでは公共施設と上・下水道施設を除くインフラ施設の更新費用を対象とします。

公共施設とインフラ施設（上・下水道施設を除く）を今後40年間保有し続けた場合の更新費用は、公共施設で約540億円、インフラ施設（上・下水道施設を除く）で約427億円、総額約967億円と試算されます。また、本計画期間である将来30年間では、公共施設で約445億円、インフラ施設（上・下水道施設を除く）で約369億円、総額約814億円と試算されます。将来30年間の更新費用は、単年度当たり約27億円と試算されます。

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度の普通建設事業費については、平均で単年度約44億円となっています。この間、小・中学校の耐震補強工事、新図書館及び子育て総合センターの整備等に集中的に取り組んできました。

これまで本市では、合併特例債等の地方債により必要な投資的事業の財源を確保してきました。将来世代に過度な負担を残さないよう財政負担の少ない地方債を選択してきましたが、平成26年度をもって条件の有利な合併特例債の発行が終了したことから、今まで以上に選択と計画性が求められています。また、普通建設事業へ投資可能な一般財源の確保も課題となってきます。

これらのことから、現在あるすべての公共施設等の維持に必要な財源の確保は大変厳しく、すべての公共施設等を維持していくことは困難であると言えます。



第3章 公共施設等のマネジメント

3.1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1.1 総合的かつ計画的な管理の基本方針のコンセプト

公共施設等の老朽化が進行する中、何の手段も講じないと将来的には公共施設等の機能停止や崩壊、あるいは無計画にすべての公共施設等を維持し続けると過度な財政負担を招いてしまうおそれがあります。

一方、本市においても人口減少や少子高齢化が急速に進行するとともに、安心・安全に対する意識や環境意識が高まるなど、行政を取り巻く社会情勢や公共施設等に求める市民ニーズは建設当時と大きく変化してきており、公共施設等のあり方を含め、行政サービスの見直しが必要になっています。

こうしたことから、公共施設等マネジメントに取り組むに当たっては、公共施設等の既成概念に捉われず、「必要なのはサービスであって施設そのものではない」という考え方にに基づき、公共施設等の機能、あり方について市民とともに考えていくことが必要になります。公共施設等のあり方の検討は、将来のまちづくり、地域づくりを見据えた「まちづくりの再構築」といった取組でもあります。

公共施設等マネジメントの取組により、市民に真に必要な行政サービスを持続的に提供し、次世代にとって過度の負担とならない質、量ともに適切な公共施設等を引き継ぐことを目指していきます。

**「必要な行政サービスを持続的に提供し、
次世代に適切な公共施設等を引き継ぎます」**

3.1.2 総合的かつ計画的な管理の基本方針

総合的かつ計画的な管理の基本方針として、次の3つの方針を示します。

・・・ 総合的かつ計画的な管理の基本方針 ・・・

総量の最適化

- ・ 「必要なのはサービスであって施設そのものではない」
- ・ 既存施設の再生・活用

施設(機能)の再編・再配置

- ・ 既存施設の多機能化及び機能の集約
- ・ 官民連携による地域資源の有効活用

効果的・効率的な管理運営

- ・ PPP・PFIによる民間活力の導入
- ・ 維持管理・運営の適切なマネジメント



1 総量の最適化

公共施設等については、行政を取り巻く社会情勢や公共施設等に求める市民ニーズは建設当時と大きく変化してきており、また、民間でのサービスが充実している分野も多くなってきていることから、公共施設等のあり方を含め、行政サービスの見直しが必要になっています。

そこで「必要なのはサービスであって施設そのものではない」ことを念頭に、行政サービスのあり方や官民の役割分担を再考するとともに、後年の維持管理費や更新費用等を考慮して、単純増加につながる新設、増設等を行わないこととします。

公共施設等の存在がまちづくりや地域の活性化などにつながることなどの観点も踏まえ、総量の最適化に取り組みます。

2 施設（機能）の再編・再配置

既存施設の整備状況等を勘案し、施設の多機能化、集約化、施設更新時の複合化など既存施設の有効活用と再編・再配置について、人口動態、必要な機能等を踏まえながら、将来のまちづくり、地域づくりを見据えて取り組みます。

市域を超えた公共施設等の相互利用は、財政の負担軽減だけでなく、質の高い行政サービスの実現につながることから、その対象施設や対象自治体の拡大を検討するとともに、施設の更新に当たっては、施設機能の分担による広域共同整備を視野に取り組みます。また、市内の民間事業者等が所有する施設で、公共施設に類似する施設については、官民連携による地域資源の有効活用を検討します。

<取組の視点>

多機能化	1つの施設で異なる用途・機能を持ち、複数のサービスを提供
転用	他用途への転換
集約化	類似・同種の機能を集めて、1つの施設として整備
複合化	複数の施設を合わせて、1つの建物として整備
共用化	会議室等のスペースを複数の用途で利用
広域化	施設（機能）の近隣市等との相互利用や、分担しての整備・利用
廃止・統廃合	



多機能化

：1つの施設で異なる用途・機能を持ち、複数のサービスを提供すること



転用

：既存施設の用途を変更すること



集約化

：異なる場所の同じ用途の施設を統合すること



複合化

：複数の施設を1つの建物内に整備すること



共用化

：1つのスペースを複数の用途で利用すること



広域化

：既存施設の相互利用や施設（機能）を近隣地域等と分担して整備・相互に利用すること



3 効果的・効率的な管理運営

施設の維持管理・運営コストを抑制しつつ、行政サービスの質を向上するため、官民連携、市民協働による効果的、効率的な施設管理運営のあり方について取り組みます。

計画的な維持・修繕等により長寿命化を図り、財政負担の軽減及び平準化を実現し、真に必要な行政サービスの持続的な提供を図ります。

受益者負担の原則に立ち、使用料等の受益者負担のあり方について検討します。

<取組の視点>

民間活力等の導入	サービスの民営化、指定管理者制度 ⁷ 、PPP ⁸ /PFI ⁹ の活用等
保有形態の見直し	民間保有資産の賃貸借、市有資産の地域移譲等
整備の見直し	設計施工一貫方式の採用、更新の優先順位付け等
維持管理コストの削減	清掃業務等一括委託、維持管理包括的委託、LED化等
受益者負担のあり方	受益者負担のあり方の検討等
未利用地の処分	売却、賃貸借、利活用の検討等

3.1.3 施設（機能）の再編・再配置の考え方

公共施設は、設置目的、利用対象者、提供するサービス等から、図書館、市民会館、スポーツ施設など「市域全体を対象とした施設」、小・中学校、保育所、地区行政センターなど「地域（8地区）を対象とした施設」、集会所や自治会館など「地域（小地区）で利用する施設」の3つに分類することができます。

施設機能の再編・再配置を進めるに当たっては、分類ごとの公共施設の特徴を考慮しながら、機能を維持しつつ、財政効果のあるマネジメントを進めていきます。

この3つの分類に基づく再編・再配置の基本的な考え方を次のとおり示します。

○市域全体を対象とした施設

市域全体を対象とした施設については、様々な施設を1自治体ですべて賄うという考え方を見直し、近隣市等との相互利用の拡大や施設の機能の分担などの「広域化」により、財政負担の軽減や質の高い行政サービスの提供などを検討します。

施設の機能の分担では、ホールを例にすると、A市は音楽用に特化したホール、B市は演劇用に特化したホールを整備することにより、近隣市等と施設の機能を分担し、相互補完的に施設を保持することが可能となります。

また、民間事業者等が所有し、公共施設と類似する施設については、民間事業者等との連携を図り、地域資源としての有効活用を検討します。

⁷ 指定管理者制度：地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設（体育館、文化施設、社会福祉施設など）の管理を、多様化する市民のニーズに対応するため、民間事業者などのノウハウを積極的に活用することで、行政サービスの向上と経費の節減を目的とする制度。

⁸ PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

⁹ PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金とノウハウを活用し、効率かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。

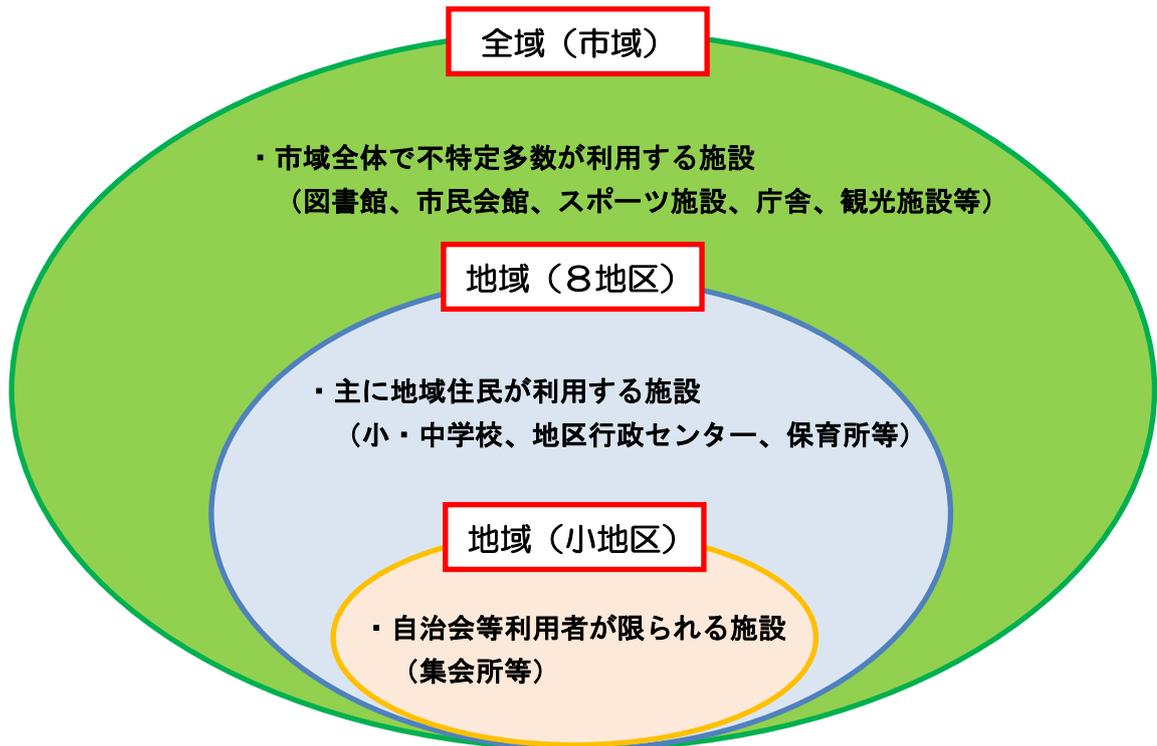


○地域（8地区）を対象とした施設

地域（8地区）を対象とした施設については、地域コミュニティのあり方、地域の拠点施設としての機能や役割を踏まえ、地域の将来を見据えた施設機能の再編・再配置を検討します。また、再編・再配置に当たっては、既存施設の有効活用の観点等から、多機能化、複合化等を検討します。

○地域（小地区）を対象とした施設

地域（小地区）を対象とした施設については、その利用が自治会などに限定されていることから、施設の保有形態の見直し等を検討します。



3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断の実施方針

<公共施設>

施設の点検・診断については、施設の安全確保のために、日常点検や法定点検等を実施するとともに、点検等を通じて施設・設備の老朽化状況を把握しています。しかし、それぞれの施設所管課において点検・診断に関する基準や考え方が整理されていない等の課題があることから、営繕部門（建築課）と連携を図り施設の点検を効果的、効率的に行える仕組みを構築します。

施設情報や施設の修繕履歴などをまとめた「施設カルテ」を活用し、継続的に修繕履歴の集積、蓄積を図るとともに、施設の老朽化対策に活かしていきます。

<インフラ>

施設の類型ごとに適した点検等を計画的に行うことで、異常や損傷等を早期に発見し、状況に応じた補修等を継続的に行っていきます。

点検の結果や修繕履歴等については、継続的に修繕履歴の集積、蓄積を図るとともに、施設の老朽化対策に活かしていきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

<公共施設>

各施設において、施設のあり方や維持管理・修繕・更新方針等を定めた個別施設計画を策定し、優先度、緊急度、予算の平準化を考慮しながら、計画的に維持管理等を行っていきます。

施設の維持管理については、不具合が生じてから修繕等を行う「事後保全型」が主流となっていますが、施設の耐用年数を考慮しながら、点検等による不具合箇所の早期発見、早期対応による維持補修費の縮減を図る「予防保全型」への転換に努めます。

施設の維持管理・運営コストの抑制、行政サービスの向上などを図るため、行政サービスの民営化、指定管理者制度、PPP/PFIの活用を検討します。

業務の一括委託など維持管理コストの削減につながる取組を検討します。

<インフラ>

財政負担の軽減、平準化を図るため、インフラの老朽化具合、緊急度、重要度等を踏まえ、優先順位を明らかにし、計画的かつ効果的に維持管理・修繕・更新等を図ります。

市民生活に密着しているインフラについては、縮減、廃止等が難しいことから、施設の性能を長期的に維持することを原則として、耐用年数を考慮しながら「事後保全型」から「予防保全型」への転換に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

<公共施設>

利用者等の安全確保のため、定期的な点検及び診断を実施し、異常や損傷等の早期発見に努めるとともに、安全確保のための早期対応を図ります。

老朽化の著しい進行等により、安全の確保が困難と判断される場合は、施設の利用停止、施設の除去などの対応を講じることとします。



＜インフラ＞

定期的な点検等を行うことにより、異常や損傷等の早期発見に努めるとともに、安全確保のための早期対応を図り安全性を確保していきます。

（４）耐震化の実施方針

＜公共施設＞

これまでは小・中学校を優先に耐震化事業を進め、平成28（2016）年度までに小・中学校の耐震化は完了しました。

今後は、「飯能市建築物耐震改修促進計画」及び各施設の個別施設計画等を踏まえ、優先度、財源の確保、予算の平準化などを考慮し、計画的に耐震化を進めます。

＜インフラ＞

インフラは市民生活に密着しており、利用者の安全性の確保、安定供給などが大変重要であることを踏まえ、優先度、財源の確保、予算の平準化などを考慮し、計画的に耐震化を進めます。

（５）長寿命化の実施方針

＜公共施設＞

今後も利用を続ける施設については、施設の性能を長期的に維持できるよう、耐用年数、更新時期等を考慮しながら、「事後保全型」から「予防保全型」への転換に努め、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化に努めます。

＜インフラ＞

定期的な点検等を行うことで、早期に異常や損傷等を発見し、状況に応じた補修等を継続的に行うことで、施設の長寿命化を図ります。

橋りょうについては、「飯能市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を推進しており、その他のインフラについても、長寿命化計画等の策定を推進していきます。

（６）統合や廃止の推進方針

＜公共施設＞

今後の人口動態、施設のあり方、施設の利用需要、地区別の基本方針等を総合的に判断するとともに、市民意見を踏まえながら、機能の集約化、施設の複合化等により、総量の最適化を図ります。

施設の統廃合により不要となる施設や土地については、民間企業等への貸与、売却等の処分を進め、公共施設等の維持管理にかかる財源の確保に努めます。

＜インフラ＞

インフラは市民生活に密着しており生活基盤の役割を担っていることから、現時点では統廃合は行わないこととしますが、長寿命化や適切な維持管理により、維持管理コストの縮減に努めていきます。

今後の人口減少の動向を見極めながら、適切なインフラ施設のあり方を検討します。



第4章 施設類型別の基本方針

4.1 公共施設に関する基本方針

4.1.1 公共施設

各公共施設については、現状と課題を踏まえ、施設類型（8類型）別の基本方針を示します。

1 市民文化・社会教育系施設

（1）地区行政センター

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
飯能中央地区行政センター	2,050.05	昭和50年	鉄筋コンクリート造	未実施	複合施設
第二区地区行政センター	333.45	昭和49年	鉄筋コンクリート造	未実施 (耐震診断実施済)	複合施設
富士見地区行政センター	870.11	昭和59年	鉄筋コンクリート造	不要	
精明地区行政センター	896.38	昭和63年	鉄筋コンクリート造	不要	
双柳地区行政センター	874.62	平成19年	鉄骨造	不要	
加治地区行政センター	570.66	昭和47年	鉄筋コンクリート造	未実施	
加治東地区行政センター	620.00	昭和56年	鉄筋コンクリート造	未実施 (耐震診断実施済)	複合施設
美杉台地区行政センター	902.05	平成9年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
南高麗地区行政センター	781.82	昭和62年	鉄筋コンクリート造	不要	
吾野地区行政センター	706.37	平成16年	鉄骨造	不要	
東吾野地区行政センター	802.93	昭和57年	鉄筋コンクリート造	不要	
原市場地区行政センター	746.25	昭和63年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
名栗地区行政センター	1,960.88	昭和55年	鉄筋コンクリート造	未実施	
あすなる会館(分館)	400.54	平成11年	木造	不要	
ふるさと会館(分館)	346.73	平成5年	木造	不要	

現状

地区行政センターは、地域行政の拠点として地域の実情に応じた行政サービスの提供及び地域活動の支援を行っています。また、地区行政センターには、社会教育法に基づく公民館が併設されています。

昭和60年以前に建設された施設が多いことから、耐震化やバリアフリー化がされていないことなどを含め、建物・設備の老朽化への対応が必要となっています。



個別基本方針

地区行政センター（公民館）として真に必要な機能を整理し、まちづくりや生涯学習の拠点施設として、将来の地域のあり方を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

更新等に当たっては、集約化や複合化等を検討します。また、維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を考慮し、予防保全的な維持管理に努めます。



(2) 市民会館

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
市民会館	7,486.89	昭和59年	鉄筋コンクリート造	不要	

現 状

市民会館は、市民文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に、自主事業や市の催し会場として利用されているほか、貸館事業によって多くの市民の文化・芸術活動等における発表の場として利用されています。

舞台、音響、照明等には特殊な設備が多く、維持管理にかかる費用が多額となっています。また、建設から30年が経過していることから建物・設備等の老朽化への対応が必要となっています。

**個別基本方針**

市民ニーズなど踏まえ、更新時期にあわせ、市民文化の向上と福祉の増進、効率的、効果的な維持管理といった観点から、今後の整備方針を検討します。また、維持管理については、今後の整備方針との整合性を図りながら、計画的な修繕等を行います。

(3) 市立図書館・こども図書館

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
市立図書館	2,712.46	平成24年	混構造	不要	
こども図書館	634.47	平成8年	木造	不要	
旧市立図書館	918.43	昭和48年	鉄筋コンクリート造	未実施	複合施設

現 状

市立図書館は、平成25年7月、老朽化した図書館（旧市立図書館）に代わり、新たに山手町に設置されました。

こども図書館は、平成9年7月、こども向けの図書館として稲荷町に設置されました。

市立図書館は、利用者数、貸出冊数、利用登録者数が増加しています。こども図書館の利用者は、市立図書館開館の影響もあり、一時的に減少しましたが、現在は増加傾向にあります。また、こども図書館は、建設から19年が経過し設備等の老朽化が進んでいます。

**個別基本方針**

市立図書館については、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。

こども図書館については、機能、市民ニーズなどを踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

旧市立図書館については、飯能中央地区行政センターと複合施設であるため、両施設を一体として今後の施設のあり方を検討します。



(4) 郷土館

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
郷土館	1,497.27	昭和 63 年	鉄筋コンクリート造	不要	

現 状

郷土館は、郷土の歴史、民俗及び考古に関する資料の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、これからの活用を図り、市民の郷土愛と文化の向上に寄与する施設として設置されています。

また、建設から 25 年以上が経過し、施設の老朽化が進むとともに、収蔵スペースの確保・拡大なども課題となっています。



個別基本方針

本市の歴史や文化を発信する地域の情報センターであるとともに、観光情報なども発信するデジタルセンターとしての機能を新たに加え、機能の充実を図ります。

維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。

(5) 店蔵絹甚

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
店蔵絹甚	173.01	明治 37 年	土蔵造	未実施	

現 状

店蔵絹甚は、本市の近代化を支えた織物業に関連する貴重な建物です。また、文化財としての保存とあわせ、観光資源として市街地の活性化に寄与しています。

運営は、飯能市商店街連盟で組織する絹甚運営委員会が行っています。



個別基本方針

市の指定有形文化財として今後も保存していくため、計画的な維持管理を行います。



(6) その他の市民文化・社会教育系施設

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
旧南川小学校	739.84	明治 37 年	木造	未実施	
旧北川小学校	446.24	明治 37 年	木造	未実施	
旧高山小学校	59.51	昭和 32 年	木造	未実施	
中藤地区コミュニティ広場休憩所	44.71	平成 11 年	木造	不要	
飯能南台第二地区集会所 (ひだまり館)	155.68	平成 19 年	木造	不要	
美杉台ふれあい館	230.80	平成 10 年	木造	不要	

現 状

旧南川小学校及び旧北川小学校は、平成 5 年 4 月に吾野小学校へ統合され、現在、旧校舎は地域活動の拠点として地域住民に利用されています。

旧高山小学校は、昭和 41 年 4 月に西川小学校へ統合され、現在、旧校舎は地域の自治会館として利用されています。

中藤地区コミュニティ広場休憩所、飯能南台第二地区集会所及び美杉台ふれあい館は、地域のコミュニティ施設として利用されています。



個別基本方針

地域におけるコミュニティ施設として、施設（機能）の役割を踏まえ、保有形態の見直しを含め、今後の施設のあり方を検討します。旧小学校については歴史的文化的価値も考慮し、今後の施設のあり方を検討します。



2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
市民体育館	4,953.99	昭和62年	鉄筋コンクリート造	不要	
市民球場	1,442.94	平成4年	鉄筋コンクリート造	不要	
阿須運動公園ホッケー場 (クラブハウス)	116.82	平成15年	木造	不要	
美杉台公園(管理棟)	105.89	平成元年	鉄筋コンクリート造	不要	P55再掲
岩沢運動公園	-	-	-		
阿須運動公園	-	-	-		
名栗スポーツ広場	55.10	昭和59年	木造	不要	
市民プール	338.85	昭和47年	鉄筋コンクリート造	未実施	

現状

スポーツ施設は、阿須地区の市民体育館、市民球場、ホッケー場等といった施設のほか、岩沢地区・美杉台地区に運動公園（55ページ「公園」の都市公園等）がそれぞれ設置されています。また、名栗地区にはスポーツ広場、飯能地区には市民プールが設置されています。

阿須運動公園、美杉台公園及び岩沢運動公園については、指定管理者による管理運営が行われています。（55ページ再掲）

市民体育館と市民プールは、建設から30年以上が経過しており、建物・設備の老朽化が進んでいます。



個別基本方針

維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。

利用状況等を踏まえ、市域を超えた広域での相互利用の拡大など今後の施設のあり方を検討するとともに、より効率的、効果的な管理運営を検討します。

老朽化が著しい市民プールについては、廃止を含め今後の施設のあり方を検討します。



3 産業・観光系施設

(1) 勤労青少年ホーム

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
勤労青少年ホーム	738.35	昭和46年	鉄筋コンクリート造	実施済	複合施設

現 状

勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法に基づき運営してきましたが、平成26年度からは、従来からの事業展開を終了し、暫定的に特定団体への貸館利用としています。

当施設は複合施設となっており、1階には富士見保育所、2～3階が勤労青少年ホームとなっています。



個別基本方針

早期に暫定的な利用を見直し、行政課題に対応した施設の有効利用を検討します。

(2) さわらびの湯

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
さわらびの湯	882.29	平成6年	木造	不要	

現 状

さわらびの湯は、都市と山村の交流とともに、市民福祉の増進を図ることを目的に設置された温泉施設です。利用者は年間7万人前後で、名栗地区の観光拠点の一つとして位置づけられています。

施設は指定管理者により運営されており、指定管理業務については、すべて施設の利用料で賄われています。なお、指定管理者からは毎年度、納付金が市へ納付されています。

建設から20年以上が経過し老朽化が進んでおり、温泉施設特有の設備等があることから、改修等は多額の費用が必要となります。



個別基本方針

名栗地区全体の観光のあり方、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直し、他の観光施設と連携した管理・運営など、今後の施設のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。



(3) カヌー工房

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
カヌー工房	654.23	平成8年	木造	不要	

現 状

カヌー工房は、地元の西川材を有効活用した、カヌーの製作や木工教室などが体験できる施設です。名栗地区の観光拠点の一つであるとともに、都市と山村の交流を活発にし、地域の活性化に寄与しています。

施設は指定管理者により運営されています。



個別基本方針

名栗地区全体の観光のあり方、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直し、他の観光施設と連携した管理・運営など、今後の施設のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。

(4) 農林産物加工直売所

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
農林産物加工直売所	261.64	平成12年	木造	不要	

現 状

農林産物加工直売所は、農林業の振興と地域の活性化を図ることを目的に、名栗地区の特産品と工芸品の展示販売を行い、観光客やハイカーなどが気軽に立ち寄れる施設となっています。施設は指定管理者により運営されています。



個別基本方針

名栗地区全体の観光のあり方、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直し、他の観光施設と連携した管理・運営など、今後の施設のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。



(5) 林業センター

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
林業センター	602.95	平成9年	木造	不要	

現 状

林業センターは、西川林業の振興を図るための活動拠点として、研修会等を通じて林業者の知識の向上を図るとともに、林業生産活動を活性化することを目的としています。施設は指定管理者により運営されています。

なお、施設は行政財産の使用許可のもと、指定管理者である西川広域森林組合事務所及び入間漁業協同組合が施設の一部を事務所として使用しています。



個別基本方針

各施設の設置目的・機能、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直しなど今後の施設のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。

(6) ふれあい農園施設

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
ふれあい農園施設	475.30	平成9年	木造	不要	

現 状

ふれあい農園施設は、農業の振興を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とし、緑と清流の自然の中で、ふるさと体験型農園として農産物の収穫、バーベキューなどが楽しめる施設です。施設は、指定管理者により運営されています。

季節により施設の稼働率が変動することから、年間を通じて安定した利用者の確保が課題です。



個別基本方針

施設の設置目的・機能、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直しなど今後の施設のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。



(7) 飯能観光案内所

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
飯能観光案内所	89.36	平成19年	木造	不要	

現 状

飯能観光案内所は、本市の観光案内、物産品の販売などを行っており、市の負担金により管理運営されています。



個別基本方針

維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。

(8) 有間溪谷観光釣場

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
有間溪谷観光釣場	142.79	平成元年	木造	不要	

現 状

有間溪谷観光釣場は、名栗湖の上流にある自然豊かな管理溪流釣り場で、本市の観光施設の1つとなっています。



個別基本方針

名栗地区全体の観光のあり方、施設の設置目的・機能、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直し、他の観光施設と連携した管理・運営など今後の施設のあり方を検討します。

(9) 河川広場

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
河川広場管理棟	49.68	平成2年	木造	不要	

現 状

河川広場は、バーベキュー場設備のある観光施設で、河川広場運営委員会により運営されており、管理棟ではバーベキュー場や駐車場の利用料金の管理を行っています。



個別基本方針

名栗地区全体の観光のあり方、施設の設置目的・機能、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直し、他の観光施設と連携した管理・運営など今後の施設のあり方を検討します。



(10) 名栗湖直売所

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
名栗湖直売所 (レイクサイドテラス名栗湖)	131.66 ㎡	昭和 63 年	木造ほか	不要	

現 状

名栗湖直売所は、地元野菜の直売所と飲食店がある施設で、観光客等に利用されています。



個別基本方針

名栗地区全体の観光のあり方、施設の設置目的・機能、行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直し、他の観光施設と連携した管理・運営など今後の施設のあり方を検討します。

(11) 観光公衆トイレ

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
飯能観光案内所観光公衆 トイレほか 39 か所	733.34 ㎡ (40 か所)	昭和 39 年 ～平成 27 年	木造ほか	不要	

現 状

飯能観光案内所をはじめ、飯能河原、飯能駅南口など観光客の利便性向上のため、市内各所に 40 か所設置しています。



個別基本方針

維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。



4 学校教育系施設

(1) 名栗幼稚園

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
名栗幼稚園	648.00	平成10年	木造	不要	

現 状

名栗幼稚園は、名栗地区に位置する本市唯一の公立幼稚園です。少子化の影響により、園児数が減少傾向にあります。



個別基本方針

今後の園児数の推移等を注視しながら、施設のあり方について検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。



(2) 小学校

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
飯能第一小学校	10,456.51	昭和40年	鉄筋コンクリート造	実施済	面積は「飯一小どろんこクラブ」含む
飯能第二小学校	3,538.12	昭和58年	鉄筋コンクリート造	不要	
南高麗小学校	3,414.00	昭和50年	鉄筋コンクリート造	実施済	
加治小学校	6,684.00	昭和39年	鉄筋コンクリート造	実施済	
精明小学校	4,978.95	昭和45年	鉄筋コンクリート造	実施済	面積は「精明児童クラブポプラ」含む
東吾野小学校	3,328.00	昭和54年	鉄筋コンクリート造	実施済	
西川小学校	3,652.60	昭和61年	鉄筋コンクリート造	不要	
原市場小学校	6,890.85	昭和42年	鉄筋コンクリート造	実施済	面積は「いるかひろば」含む
富士見小学校	6,043.02	昭和48年	鉄筋コンクリート造	実施済	
加治東小学校	5,679.57	昭和52年	鉄筋コンクリート造	実施済	
双柳小学校	5,765.60	昭和56年	鉄筋コンクリート造	実施済	
美杉台小学校	6,831.00	昭和63年	鉄筋コンクリート造	不要	
吾野小学校	4,511.00	平成4年	鉄筋コンクリート造	不要	面積は「吾野ひまわりクラブ」含む
名栗小学校	2,621.92	平成21年	鉄筋コンクリート造 一部木造	不要	

現 状

小学校は、市内に14校設置されており、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は完了していますが、施設・設備等の老朽化が進んでいるところもあり、計画的な改修・更新が必要となっています。また、山間部の小学校を中心に児童数の減少が顕著となっています。



個別基本方針

児童数の推移や地域の実情等を踏まえ、各学校のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。

更新等に当たっては、学校としての機能を踏まえ、複合化を図るなど施設の有効活用を検討します。



(3) 中学校

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
飯能第一中学校	7,835.60	昭和40年	鉄筋コンクリート造	実施済	
南高麗中学校	4,350.80	昭和58年	鉄筋コンクリート造	不要	
吾野中学校	4,320.00	昭和51年	鉄筋コンクリート造	実施済	
原市場中学校	4,988.00	昭和52年	鉄筋コンクリート造	実施済	
飯能西中学校	6,959.07	昭和45年	鉄筋コンクリート造	実施済	
加治中学校	8,090.12	昭和53年	鉄筋コンクリート造	実施済	
美杉台中学校	8,341.00	平成12年	鉄筋コンクリート造	不要	
名栗中学校	4,415.00	昭和60年	鉄筋コンクリート造	不要	

現状

中学校は、市内に8校設置されており、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事は完了していますが、施設・設備等の老朽化が進んでいるところもあり、計画的な改修・更新が必要となっています。

また、山間部の中学校を中心に生徒数の減少が顕著となっています。



個別基本方針

生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、各学校のあり方を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。

更新等に当たっては、学校としての機能を踏まえ、複合化を図るなど施設の有効活用を検討します。

(4) 名栗給食共同調理場

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
名栗給食共同調理場	198.00	平成16年	鉄骨造	不要	

現状

名栗給食共同調理場は、名栗幼稚園、名栗小学校及び名栗中学校の給食調理を行っています。なお、他に4か所（南高麗、西川、原市場、双柳）の給食共同調理場がありますが、いずれも小学校校舎内にあり、施設が独立しているのは名栗給食共同調理場のみです。



個別基本方針

施設のあり方については、幼稚園・小・中学校のあり方と密接な関係にあり、今後園児・児童・生徒数を注視しつつ、効率的な管理運営に努めていきます。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。



5 保健福祉医療系施設

(1) 保健センター・保健センター名栗分室

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
保健センター	1,056.92	昭和55年	鉄筋コンクリート造	未実施	
保健センター名栗分室	496.87	平成10年	木造	不要	

現状

保健センターは、健康相談、保健指導、健診その他市民の健康の保持及び増進を図るため、必要な事業を実施しています。施設については、老朽化が進む中、耐震化やバリアフリー化への対応が課題となっています。

保健センター名栗分室は、市内唯一の保健センター分室となっています。当分室には、保健師は常駐しておらず、週1回保健センターから派遣しています。

なお、施設の一部は社会福祉協議会等が使用しています。



個別基本方針

保健センターについては、市民の健康の保持及び増進を図る拠点施設としての機能の維持を前提に、今後の施設のあり方を検討します。

保健センター名栗分室については、利用状況、施設の必要性などを踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

(2) 総合福祉センター

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
総合福祉センター	4,173.42	昭和62年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設

現状

総合福祉センターは、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、児童センターの機能を併せ持ち、総合的な福祉活動の拠点となる複合施設です。施設は指定管理者によって運営されています。

建設から30年が経過することから、施設の老朽化が進んでいます。



個別基本方針

総合的な福祉活動の拠点施設としての機能を維持するとともに、将来の更新時期を見据えた計画的な維持管理を行っていきます。

利用者のニーズを踏まえ、機能や行政サービスの見直しを図るとともに、より効率的、効果的な管理運営方法を検討します。



(3) 南高麗福祉センター・原市場福祉センター

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
南高麗福祉センター	640.99	平成13年	木造	不要	
原市場福祉センター	1,103.67	平成13年	木造	不要	

現 状

両福祉センターは、地域の福祉活動と世代間交流の場を提供しています。運営体制は市の直営となっています。

両施設とも建設から15年以上経過していることから、維持管理に要する費用の増大が見込まれています。



個別基本方針

地域福祉のあり方、利用状況等を踏まえ、地区行政センターと重複する機能の整理など、今後の施設のあり方を検討します。

(4) 高齢者福祉施設敬愛園

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
高齢者福祉施設敬愛園	2,563.91	平成12年	鉄筋コンクリート造	不要	

現 状

高齢者福祉施設敬愛園は、養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの2つの機能があります。施設は指定管理者による運営となっています。養護老人ホームは定員50人に対し、90%以上の入所率となっています。



個別基本方針

行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直しなど、今後の施設のあり方を検討します。



(5) つぼみ園

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
つぼみ園	360.49	平成16年	軽量鉄骨造	不要	

現 状

つぼみ園は、心身の発達に遅れやつまずきのある就学前の乳幼児等が利用する施設で、保護者と共に通園し、日常生活における基本的動作の指導など療育を行っています。

定員は10人で、1日の平均利用者は7人となっています。

建設から10年以上経過していることから、維持管理費の増大が見込まれています。



個別基本方針

療育のあり方等を踏まえ、機能の維持を図るとともに、維持管理については、緊急度、優先度を考慮した計画的な修繕等を行います。

(6) 障害者支援施設

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
阿須フレンドワーク	587.49	平成3年	木造	不要	
飯能事業所	165.62	平成16年	木造	不要	
飯能ケアホーム	317.46	平成16年	木造	不要	
希望	66.25	平成17年	木造	不要	

現 状

上記4つの障害者支援施設は、社会福祉法人に貸与し運営されています。



個別基本方針

行政と民間の役割等を踏まえ、保有形態の見直しなど、施設のあり方を検討します。



(7) 保育所

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
山手保育所	1,625.26	平成24年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
第二区保育所	381.43	昭和49年	鉄筋コンクリート造	未実施 (耐震診断実施済)	複合施設
富士見保育所	453.01	昭和46年	鉄筋コンクリート造	実施済	複合施設
浅間保育所	507.31	昭和48年	鉄筋コンクリート造	未実施	
加治保育所	438.29	昭和61年	鉄筋コンクリート造	不要	
加治東保育所	586.18	昭和56年	鉄筋コンクリート造	未実施 (耐震診断実施済)	複合施設
美杉台保育所	751.54	平成9年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
吾野保育所	389.54	昭和52年	鉄筋コンクリート造	未実施	
原市場保育所	621.30	昭和63年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設

現 状

市立保育所は9か所あり、すべて市の直営で運営されています。
 入所児童数は、増加傾向にあり、市街地の保育所では入所希望者が定員を上回っているところもあります。
 建築年度の古い施設については、建物、設備ともに老朽化が進んでいます。



個別基本方針

今後の児童数の推移を踏まえ、保育需要などを見極めながら、本市の保育のあり方を検討します。
 また、維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。



(8) 放課後児童クラブ

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
富士見わんぱくクラブ	121.28	平成12年	鉄骨造	不要	
加治さくらクラブ	89.84	平成21年	木造	不要	
飯一小どろんこクラブ	128.31	昭和40年	鉄筋コンクリート造	実施済	複合施設 (飯一小内)
飯一小あおぞらクラブ	89.84	平成21年	木造	不要	
双柳たけの子クラブ	159.61	平成21年	木造	不要	
加治東くりの子クラブ	104.34	平成14年	木造	不要	
原市場かたくりクラブ	146.58	平成8年	木造	不要	
吾野ひまわりクラブ	131.20	平成4年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設 (吾野小内)
なぐりっ子クラブ	45.81	平成8年	木造	不要	
精明児童クラブ ポプラ	60.35	昭和48年	鉄筋コンクリート造	実施済	複合施設 (精明小内)
美杉台児童クラブ室	109.45	平成9年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
南高麗児童クラブ	260.52	昭和42年	鉄骨造	未実施	
美杉台児童クラブ白樺	159.69	平成25年	木造	不要	

現 状

放課後児童クラブは市内に15か所あり、そのうち2か所は個人所有となっています。施設は独立した建物、小学校校舎内（複合施設）、借り上げ方式などがあります。

児童クラブの中には、児童数の増加により児童クラブの分割などが課題になっている施設もあります。



個別基本方針

放課後児童クラブを利用する児童数の推移を踏まえ、適正な収容能力、施設数を見極めながら計画的な維持管理を行います。

施設の更新・新設等を行う場合は、他施設との複合化などを検討します。



(9) 児童福祉施設等

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
美杉台児童館	685.72	平成9年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
子育て総合センター	715.22	平成24年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設
いるかひろば	126.00	昭和59年	鉄筋コンクリート造	不要	複合施設 (原市場小内)
子育てひろばにこにこ	43.58	昭和56年	鉄筋コンクリート造	未実施	複合施設 (加治東保育所内)

現 状

美杉台児童館は、美杉台地区行政センター、美杉台保育所との複合施設で、地域を基盤に遊びを通じて子どもの健全な育成を図る児童福祉施設です。施設は指定管理者により運営されています。

子育て総合センターは、山手保育所との複合施設であり、0歳から就学前の子どもと、その親を対象とした施設で、親子での遊びの場や交流、相談の場として利用されています。

いるかひろばと子育てひろばにこにこは、0～3歳児の子どもを持つ親子のための地域子育て拠点で、親子で遊びながら情報交換や仲間づくりができる場所として利用されています。いるかひろばは原市場小学校校舎内に、子育てひろばにこにこは加治東保育所内に設置され、いずれもNPO法人により運営されています。



個別基本方針

施設利用者の推移を踏まえ、地域子育て支援のあり方を検討しながら、計画的な維持管理を行います。



(10) 医療施設等

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
東吾野医療介護センター	3,355.15	昭和57年	鉄筋コンクリート造	不要	
訪問看護ステーションほほえみ (相談室)	37.26	昭和60年	軽量鉄骨造	不要	
南高麗診療所	450.50	昭和60年	鉄筋コンクリート造	不要	
名栗診療所	281.79	平成2年	木造	不要	

現 状

医療施設等は4つの施設が設置されています。

東吾野医療介護センターは、有床診療所及び介護老人保健施設の機能を有する医療介護施設であり、指定管理者により運営されています。また、訪問看護ステーションほほえみの事務所が東吾野医療介護センター内に設置され、相談室が当施設の敷地内に併設されており、直営での運営となっています。

南高麗診療所及び名栗診療所は、地域医療の拠点として設置されており、直営での運営となっています。



個別基本方針

維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、更新時期にあわせ施設のあり方を検討します。



(11) シルバー人材センター

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
シルバー人材センター	463.56	平成22年	木造	不要	

現 状

シルバー人材センターは、本市が建物を保有し、使用貸借契約により公益社団法人飯能市シルバー人材センターへ貸し付けています。



個別基本方針

維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。



6 市営住宅

(1) 市営住宅

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
富士見団地	9,902.21	昭和50年	コンクリートブロック造	未実施	
		昭和55年	鉄筋コンクリート造	未実施	
		昭和56年 ～60年		不要	
富士見団地集会所	108.00	昭和57年	鉄骨造	不要	
浅間団地(北)	2,686.17	平成14年	鉄筋コンクリート造	不要	
浅間団地(北)集会所	123.00	平成14年	鉄骨造	不要	
中山団地	3,193.02	昭和61年 ～63年	鉄筋コンクリート造	不要	
中山団地集会所	73.65	昭和63年	鉄筋コンクリート造	不要	
岩淵団地	4,977.17	昭和43年 ～54年	コンクリートブロック造	未実施	
		平成2年	鉄筋コンクリート造	不要	
岩淵団地集会所	105.21	平成2年	鉄骨造	不要	
向原団地	685.27	昭和36年	木造	未実施	
新田団地	3,263.21	昭和39年 ～43年	コンクリートブロック造	未実施	
新田団地集会所	60.60	昭和49年	コンクリートブロック造	未実施	
平松団地	13,291.78	昭和45年 ～48年	コンクリートブロック造	未実施	
		昭和46年 ～53年	鉄筋コンクリート造	未実施	
		昭和47年		不要	
平松団地集会所	105.50	昭和53年	鉄骨造	未実施	

現 状

市営住宅は、市内7か所に、7団地67棟、6集会所等が設置されています。管理戸数は711戸あり、管理業務の一部を埼玉県住宅供給公社に委託しています。



個別基本方針

「飯能市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の整理を進めるとともに、外壁等改修や給排水設備等の修繕を行い、市営住宅の長寿命化を図ります。

耐用年数を経過している木造平屋建住宅等については、新たな入居は行わず、用途廃止を進めます。



7 行政系施設

(1) 市役所庁舎

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
市役所本庁舎	7,722.05	昭和47年	鉄筋コンクリート造	実施済	
市役所別館	1,977.28	平成18年	鉄筋コンクリート造	不要	
市役所第2庁舎	1,622.24	昭和51年	鉄筋コンクリート造	未実施	

現状

本庁舎は、昭和47年度に建設され、平成25～26年度にかけて耐震補強工事を実施しました。しかし、建物、設備等にかかる大規模改修工事は実施していないため、老朽化が進んでいます。

本庁舎別館は、平成18年度に建設されました。建設から10年が経過することから、定期的なメンテナンスが必要となっています。

第2庁舎は、昭和51年度に建設され、生涯学習課（文化財担当）や教育センター等が利用しています。耐震化やバリアフリー化に課題があります。



個別基本方針

本庁舎については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行います。更新時期に合わせ、整備方針を検討します。

本庁舎別館については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ予防保全的な維持管理に努めます。

第2庁舎については、施設の老朽化を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。



(2) 消防団詰所

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
第1分団	94.24	平成10年	鉄骨造	不要	
第2分団	104.95	平成10年	鉄骨造	不要	平成28年度建替え
第3分団1部	84.44	平成13年	鉄骨造	不要	
第3分団2部	93.94	平成9年	鉄骨造	不要	
第4分団1部	24.00	昭和54年	鉄骨造	未実施	平成28年度解体
第4分団2部	116.14	平成24年	木造	不要	
第5分団1部	73.10	昭和62年	鉄骨造	不要	
第5分団2部	94.24	平成14年	鉄骨造	不要	
第6分団1部	106.18	平成20年	木造	不要	
第6分団3部	37.34	昭和54年	鉄骨造	未実施	平成28年度解体
第6分団4部	51.36	平成2年	鉄骨造	不要	
第7分団1部	82.10	平成16年	木造	不要	
第7分団2部	92.72	平成12年	鉄骨造	不要	
第8分団1部	109.30	平成26年	木造	不要	
第8分団2部	98.54	平成17年	木造	不要	
第9分団1部	94.24	平成9年	鉄骨造	不要	
第9分団2部	33.72	昭和53年	鉄骨造	未実施	
第9分団3部	33.72	昭和53年	鉄骨造	未実施	
第10分団1部	73.10	平成元年	鉄骨造	不要	
第10分団2部	99.36	平成元年	鉄骨造	不要	
第11分団1部1班	26.44	昭和48年	木造	未実施	
第11分団1部2班	59.62	平成6年	木造	不要	
第11分団2部1班	74.52	平成4年	木造	不要	
第11分団2部2班	72.45	平成14年	木造	不要	
第11分団3部	74.52	平成5年	木造	不要	

現 状

消防団は、本部及び第1分団から第11分団まであり、消防車両などを配備する詰所が25か所あります。



個別基本方針

分団の再編や施設の更新時期にあわせ、改修や統廃合等を検討します。維持管理については、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設等の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。



(3) 環境衛生施設

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
クリーンセンター	4,855.44	昭和56年	鉄筋コンクリート造	不要	
環境センター	1,879.41	平成9年	鉄筋コンクリート造	不要	

現状

クリーンセンターは、現在建替え工事を実施しており、平成29年度の稼働を予定しています。
環境センターは、一般廃棄物であるし尿・浄化槽汚泥を処理する施設です。建設から20年が経過するため、老朽化が進み、施設・設備の改修が課題となっています。



個別基本方針

新たに建設されるクリーンセンターについては、ランニングコストの抑制に努めるとともに、予防保全的な維持管理に努めます。また、新施設の稼働後に旧施設の解体工事を行います。
環境センターについては、施設・設備にかかる改修費用等を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

8 その他の施設

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
東飯能駅自由通路	520.00	平成12年	鉄骨造	不要	

現状

東飯能駅自由通路は、平成12年度に建設され、市民生活の利便性向上に寄与する通路となっています。区分所有建物であり、維持管理は業務委託しています。建設から15年以上が経過しており、定期的なメンテナンスが必要となっています。



個別基本方針

市民生活の継続的な利便性向上のため、緊急度、優先度を踏まえ計画的な修繕等を行うとともに、施設の耐用年数を踏まえ、予防保全的な維持管理に努めます。



4.2 インフラに関する基本方針

4.2.1 インフラ

各インフラについては、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、施設類型ごとの個別計画により対応します。

いずれのインフラについても、インフラの設置目的、特性等を勘案して、長寿命化と維持管理費の縮減に努めることとします。

(1) 道路

	1級市道	2級市道	歩行者専用及び自転車歩行者専用道路	その他	合計
延長 (m)	49,258	52,975	2,579	911,502	1,016,314
面積 (㎡)	424,849	317,777	16,805	2,526,664	3,286,095

現状

本市が管理する市道の延長は、平成28年4月1日現在、約1,016kmとなっており、道路改良率は28.0%、道路舗装率は41.0%となっています。

維持管理については、日常的に修繕箇所の把握等を行い、定期的な補修・修繕を行っていますが、老朽化の進行により修繕箇所が増加傾向にあります。



個別基本方針

舗装等の道路施設や道路付属物については、施設の安全性や利便性の確保を図るとともに、コストの縮減や財政負担の平準化を図り、予防保全的な維持管理に努めます。

(2) 林道

	自動車道1級	自動車道3級	合計
延長 (m)	34,052	2,338	36,390

現状

林道は、山村地域の交通路として地域住民の森林へのアクセス確保など、山村地域の振興や生活環境の改善等の役割を果たしています。

本市が管理する林道は、24路線で、舗装率89.85%（舗装延長32,697m）となっています。

維持管理については、定期的な見回り、必要に応じた補修・修繕を行っています。



個別基本方針

施設の安全性や利便性の確保を図るとともに、コストの縮減や財政負担の平準化を図り予防保全的な維持管理に努めます。



(3) 橋りょう

道路橋

	橋長 15m未満	橋長 15m以上 30m未満	橋長 30m以上 100m未満	100m以上	合計
橋りょう数 (橋)	337	50	38	4	429
延長 (m)	1,746.7	1,078.9	1,648.0	551.5	5,025.1

林道橋

	橋長 4m以上 15m未満	15m以上	合計
橋りょう数 (橋)	27	2	29

現状

道路橋は、429 橋あり、実延長は 5,025m です。そのうち、橋長 30m 未満の橋りょうが約 9 割を占めています。

維持管理については、老朽化調査等を行い、定期的な補修・修繕を行っています。

平成 26 年度に優先度の高い 111 橋を対象に「飯能市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、本計画に基づいて維持管理を行っています。

本市が管理する林道橋は 29 橋あります。



個別基本方針

道路橋については、財政負担の縮減及び安全性と利便性の確保を図るため「飯能市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕や定期点検を実施します。

また、工法の見直しや新たな技術の導入等により点検、維持・修繕等にかかるコストの縮減を図るとともに、予防保全的な維持管理に努めます。

林道橋については、林道台帳に記載されている橋長 4m 以上のものは、個別施設計画を策定するとともに、林道の利用状況を踏まえて、定期的な点検を計画的に行っていきます。



(4) 公園

公園面積

名称	面積 (㎡)	備考
都市公園等 (51 か所) 前田公園ほか	1,190,198.74	
緑道等 (15 か所) 美杉台緑道 3 号ほか	3,364.26	
帰属公園 (29 か所) けやき 1 号公園ほか	18,328.67	

公園の建築物

名称	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	構造	耐震化	備考
中央公園	84.85	平成 5 年	木造 一部鉄筋コンクリート造	不要	
美杉台公園	105.89	平成元年	鉄筋コンクリート造	不要	
阿須運動公園	80.79	平成 22 年	木造	不要	
あけぼの子ども森公園	731.69	平成 8 年	鉄筋コンクリート造 一部木造	不要	
あさひ山展望公園	51.07	平成 22 年	木造	不要	
加能里遺跡公園	16.85	平成 21 年	木造	不要	
龍崖山公園	36.00	平成 24 年	木造	不要	
柳原公園	5.35	平成 26 年	鉄筋コンクリート造	不要	
大通りポケットパーク	25.12	平成 24 年	木造	不要	

現状

本市が管理する公園は、都市公園¹⁰等 (51 か所)、緑道¹¹等 (15 か所)、帰属公園¹² (29 か所) があります。開園後年数が経過し、老朽化が進んだ施設等も多くなっています。

阿須運動公園、美杉台公園及び岩沢運動公園については、指定管理者による管理運営が行われています。

維持管理については、日常的に巡回管理等を行い、定期的な補修・修繕を行っています。



個別基本方針

「飯能市公園長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を行い安全性と利便性の確保に努めます。
また、工法の見直しや新たな技術の導入等により点検、維持・修繕等にかかるコストの縮減を図るとともに、予防保全的な維持管理に努めます。

¹⁰ 都市公園：都市生活に不可欠なオープンスペースを設けることを目的とした公園

¹¹ 緑道：道路法による道路とは別に、主に住宅地等で歩行者の安全性や快適性のために植栽等を配置した道

¹² 帰属公園：都市計画法により、開発区域内の公共用の空地进行、環境の保全、災害の防止、通行の安全を図るために設置された公園



(5) 上水道

上水道管

	導水管	送水管	配水管	合計
延長 (m)	2,924	18,972	426,273	448,169

名 称	
小岩井浄水場	倉掛配水場
小岩井取水場	美杉台ポンプ場
本郷浄水場	美杉台配水場
両吾野浄水場	永田台ポンプ場
上吾野浄水場	永田台配水場
名栗簡易水道浄水場	坂石町分ポンプ場
野口入送水ポンプ場	坂石配水場
長尾坂配水場	赤沢配水場
榎坂配水場	県水受水場
倉掛送水ポンプ場	大河原配水場

現 状

本市が管理する上水道施設は、平成 28 年 3 月 31 日現在、水道管 448,169m が整備されています。また、水道関連施設として小岩井浄水場、本郷配水場などがあります。

高度経済成長期に急速に整備された水道施設が更新時期を迎え、今後は浄水場などの基幹施設に加え、配水管等の老朽化により漏水リスクが高まることが懸念されます。



個別基本方針

「飯能市水道ビジョン（経営戦略プラン）」及びその実施計画である「飯能市水道事業中期経営計画」に基づき、中・長期的な視点に立ち、更新需要を的確に把握するとともに、必要な財源の確保を図りながら、施設の計画的な更新と適正な維持管理を行っていきます。



(6) 下水道

下水道管きよ

	コンクリート	塩ビ管	その他	合計
延長 (m)	194, 525	68, 715	10, 196	273, 436

※その他：鋼管、ダクタイル鋳鉄管、強化プラスチック管、SUS 管

処理場・中継ポンプ場

名 称
飯能市浄化センター
原市場浄化センター
大沢橋汚水中継ポンプ場
東橋汚水中継ポンプ場
岩沢汚水中継ポンプ場

現 状

本市が管理する下水道施設は、平成 28 年 3 月 31 日現在、下水道管きよ約 273 k m、浄化センター2 か所、汚水中継ポンプ場 3 か所、マンホールポンプ場 53 か所です。

高度経済成長期に整備された下水道施設の老朽化が進行し、更新の時期を迎えています。

一方、土地区画整理事業地区等を中心に下水道整備を進めており、更新と整備を同時に実施していく必要があります。



個別基本方針

下水道施設の機能維持を図るため、長期的な視点に基づき下水道施設ストックマネジメント実施要領を策定したうえで、適切な調査・点検を行い、この結果に応じた対策（修繕・改築等）を計画・実施します。



第5章 地区別の基本方針

5.1 地区別の公共施設のあり方に関する基本方針

5.1.1 基本方針のコンセプト

前章では、施設類型別の基本方針を示しましたが、本章では、各地区（8地区）における現状と課題を踏まえ、今後の公共施設の再編・再配置の考え方を整理します。

本市は、飯能地区、精明地区、加治地区、南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区、名栗地区の8地区に分けることができます。各地区は市街地や山間地など、地区ごとに人口、土地利用、交通等の諸課題があり、各地区における公共施設の配置の特徴や、施設に求められる役割も異なっています。また、このような中、各地区においては、地区の特性に応じたまちづくり等が展開されているところです。

そこで公共施設の再編・再配置については、今後の地区のあり方などを見据え、地区の活性化、地区の発展につながることを目的に、地区における真に必要な行政サービスを持続的に提供していくことを目指していきます。

5.1.2 基本方針の考え方

本計画においては、市域を旧村単位の8地区に分け、施設類型ごとの基本方針を踏まえ、地区ごとに施設の再編・再配置を検討することとします。

地区行政センターについては、地区の拠点となる施設（機能）として位置づけます。機能の維持を前提として、施設（建物）ありきではなく、将来の地区のあり方を見据え、施設の再編・再配置を検討します。

<再編・再配置に当たっての視点>

- 1 拠点施設のあり方
地区のコミュニティや福祉、安心・安全な暮らしの確保の検討
- 2 行政サービスのあり方
地区における公共施設機能や行政サービスのあり方を検討
- 3 人口動態を踏まえた地区の将来見通し
人口動態を踏まえ、施設利用の需要予測等に対応した施設配置の検討
- 4 重複施設（機能）の集約化
重複している施設や機能の集約化の検討
- 5 地区の特色を生かした施設配置
地区の特色を生かし、地区の活性化や発展等につながる施設配置の検討



拠点となる施設（機能）の維持・確保



5.1.3 地区別（8地区）の基本方針

ここでは、主に学校や地区行政センターなど地域（各地区）を対象とした施設の現状と課題について整理し、課題のある施設を中心に今後の方向性を示します。



1 飯能地区

飯能地区は、飯能駅、東飯能駅を核とする中心市街地を形成し、都市機能や人口が集積する最も中心的な地区です。東部は主に商業地であるとともに、西部には丘陵地が広がり、天覧山や飯能河原等の自然が良好な環境で保全されています。

本地区の人口は15歳から64歳までの生産年齢人口が減少傾向を示し、本地区の全体人口の減少の主な要因となっており、大きな影響も心配されます。また、65歳以上の人口割合を表す高齢化率は穏やかな増加が見込まれ、中心市街地においても高齢化が進むことが予測されます。0歳から14歳までの年少人口の減少割合は、山間地域に比べると低く横ばいから微減傾向となっています。

天覧山・飯能河原は、メツァ¹³、あけぼの子ども森公園をつなぐ「都市回廊空間」に位置づけられており、観光振興においても注目されるエリアとなっています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は、飯能第一小学校、飯能第二小学校の2校が設置されています。飯能第一小学校は、老朽化が進んでいます。

中学校は、飯能西中学校が設置されています。

○地区行政センター

飯能中央地区行政センター、第二区地区行政センターの2つの地区行政センターが設置されています。いずれの施設も未耐震施設であり、老朽化が進んでいます。また、飯能中央地区行政センターは、閉館した旧図書館との複合施設であるため、両施設を一体として今後の施設のあり方を検討する必要があります。

○保育所

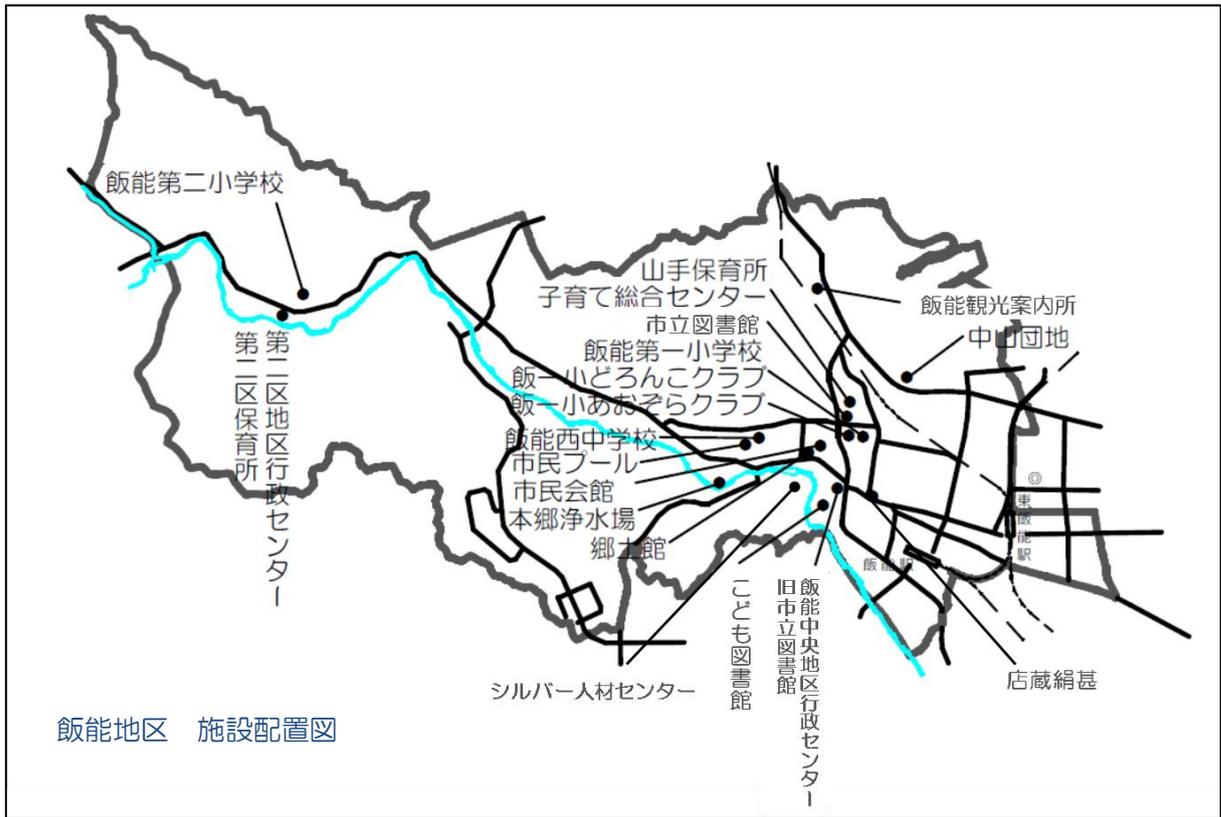
山手保育所、第二区保育所の2つの保育所が設置されています。第二区保育所は、第二区地区行政センターとの複合施設で、未耐震施設となっています。

<今後の方向性>

- ・観光拠点地区の一つとして、観光振興と連携した施設の配置、機能のあり方等を検討します。
- ・飯能中央地区行政センターと第二区地区行政センターについては、小学校との複合化を含め、今後の施設のあり方を検討します。
- ・第二区保育所については、保育のあり方を踏まえ、複合施設である第二区地区行政センターのあり方と併せて検討します。
- ・小・中学校については、児童・生徒の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。
- ・老朽化が進んだ飯能第一小学校については、喫緊の課題と捉え今後の整備方針を検討します。
- ・老朽化が進んだ市民プールについては、利用状況等を踏まえ、廃止を含め施設のあり方を検討します。

¹³ メツァ：宮沢湖畔に開設される「北欧のライフスタイルとムーミンの世界を体験できる施設、小さな発見に満ちた北欧時間の流れる森と湖 メツァ」のこと。





2 精明地区

精明地区は、比較的まとまった農地が広がり、また、圏央道に近接した利便性等から、住宅地や工業地、大型店舗やゴルフ場等が混在した地区となっています。

本地区の人口は15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれる一方、65歳以上の老年人口の微増が年々続き、高齢化率は穏やかな増加が見込まれています。0歳から14歳までの年少人口の減少割合は、ほぼ横ばい状態か、わずかな減少傾向を示し、山間地区に比べると減少の割合は低くなっています。

地区内には、市役所庁舎や総合福祉センター、市営住宅など比較的大規模な公共施設が多く設置されています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は、精明小学校、富士見小学校、双柳小学校の3校が設置されています。

中学校は、飯能第一中学校が設置されています。

○地区行政センター

富士見地区行政センター、精明地区行政センター、双柳地区行政センターの3つの地区行政センターが設置されています。

○保育所

富士見保育所、浅間保育所の2つの保育所が設置されています。浅間保育所は未耐震施設となっています。

○その他

市役所庁舎、総合福祉センターなど比較的大規模な施設が設置されています。

保健センターは、未耐震施設であり、バリアフリー化への対応がされていないことなどが課題となっています。

<今後の方向性>

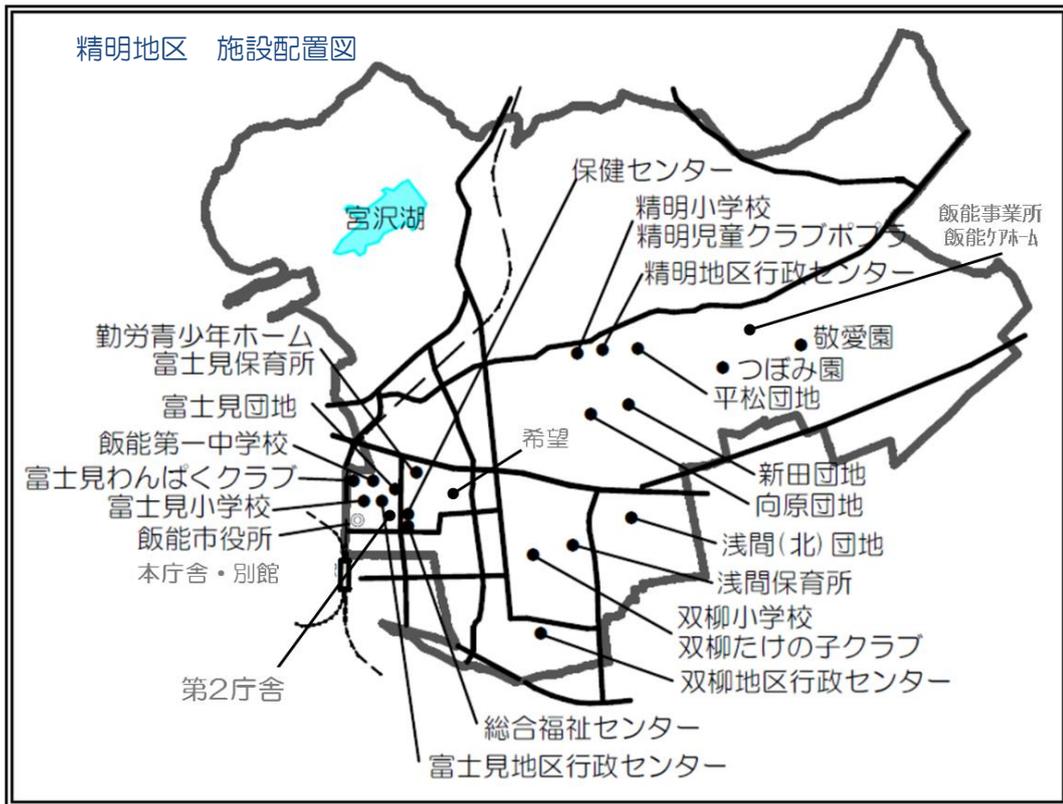
・3つの地区行政センターについては、地区の拠点施設としての役割を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

・浅間保育所については、保育のあり方を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

・小・中学校については、児童・生徒数の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。

・保健センターについては、機能の維持を前提に、耐用年数を考慮して今後の施設のあり方を検討します。





3 加治地区

加治地区は、中心市街地の南東部に位置する既成市街地で、田園環境が残しつつも市街地開発事業が行われ都市化が進められていることなどから住宅地が広がっています。

本地区の人口は、市内8地区の中で唯一、緩やかな増加が見込まれています。しかし、他の地区と同様に15歳から64歳までの生産年齢人口はわずかながら減少傾向にあり、65歳以上の老年人口の増加が見込まれています。高齢化率は他の地区に比べて最も低いものの、緩やかな増加が見込まれています。年少人口については、ほぼ横ばいを保ち推移しています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は、加治小学校、加治東小学校、美杉台小学校の3校が設置されています。

中学校は、加治中学校、美杉台中学校の2校が設置されています。

○地区行政センター

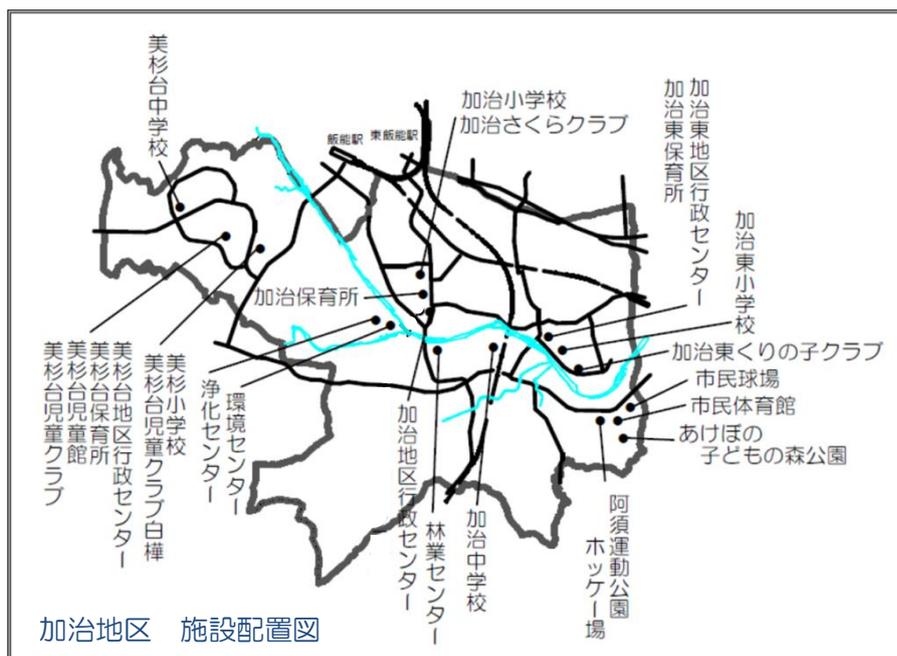
加治地区行政センター、加治東地区行政センター、美杉台地区行政センターの3つのセンターが設置されています。加治地区行政センターと加治東地区行政センターについては、未耐震施設となっています。

○保育所

加治保育所、加治東保育所、美杉台保育所の3つの保育所が設置されています。加治東保育所は、加治東地区行政センターと複合施設で、未耐震施設となっています。

<今後の方向性>

- ・加治地区行政センターと加治東地区行政センターについては、機能の保持を前提に、小学校との複合化を含め今後の施設のあり方を検討します。
- ・加治東保育所については、保育のあり方を踏まえ、複合施設である加治東地区行政センターのあり方と併せて検討します。
- ・小・中学校については、児童・生徒数の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。



4 南高麗地区

南高麗地区は、市南西部に位置し、市街地に近接しつつも、豊かな自然環境が広がる里山地区です。

本地区の年少人口及び生産年齢人口の減少傾向が今後も続くことが見込まれています。また、高齢化率は、平成 37（2025）年には、約 45%になると見込まれています。このような少子化、人口減少とともに高齢化が進む中、地域活力の低下や地域コミュニティの維持が懸念されています。また、山間地域の振興や地区のコミュニティの維持のための施設のあり方の検討が求められています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は南高麗小学校、中学校は南高麗中学校が設置されています。

○地区行政センター

南高麗地区行政センターが設置されています。

○その他

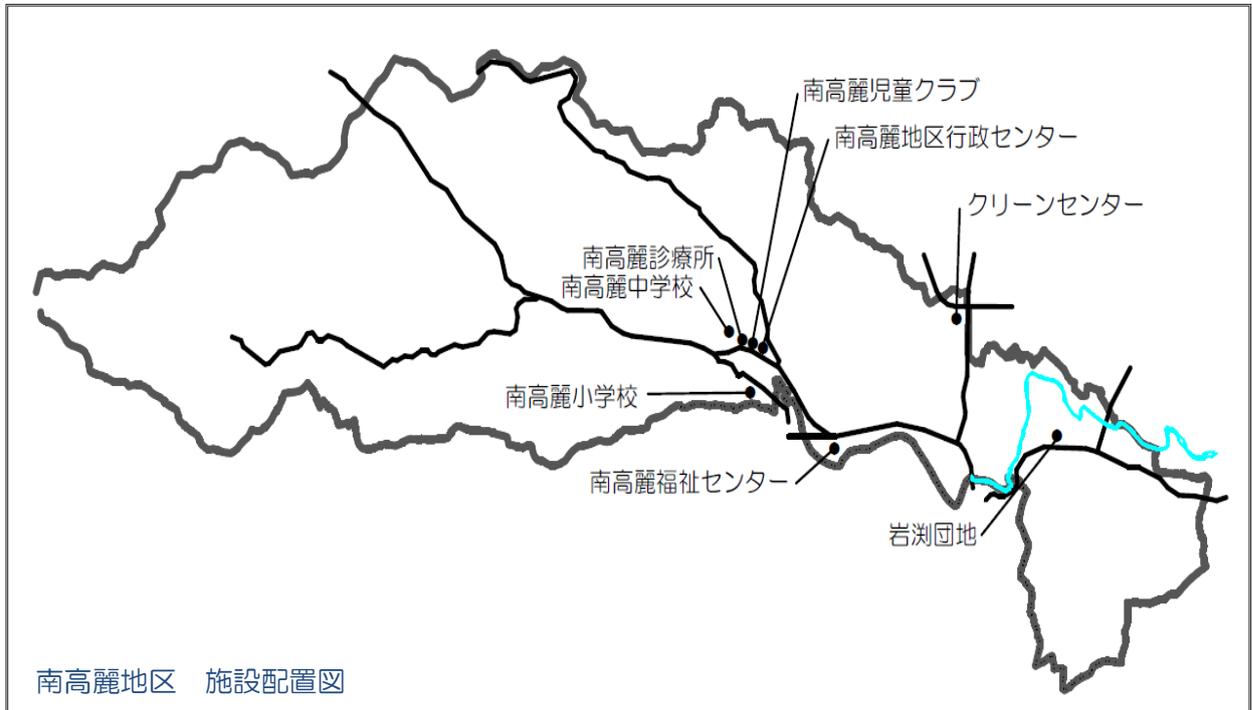
南高麗福祉センターが設置されています。

<今後の方向性>

・地区行政センターについては、地区の拠点施設としての役割を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

・福祉センターについては、地域福祉のあり方、利用状況等を踏まえ、地区行政センターと重複する機能の整理など、今後の施設のあり方を検討します。

・小・中学校については、児童・生徒の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。



5 吾野地区

吾野地区は、国道沿いに点在する集落とそれを取り巻く豊かな自然環境で形成された山間地区です。本地区の人口は、他の山間地区と同様に人口減少が著しく、人口統計では、生産年齢人口が大幅に減少し、老年人口を下回ることが推計されています。また高齢化率は市内8地区の中で最も高く、平成34（2022）年には高齢者が半数を上回る見込みとなっており、地域コミュニティへの影響が懸念されます。また、山間地域の振興や地区のコミュニティの維持のための施設のあり方の検討が求められています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は吾野小学校が設置されています。中学校は設置されていません。

○地区行政センター

吾野地区行政センターが設置されています。

○その他

旧南川小学校及び旧北川小学校が設置されています。地域活動の拠点として地域住民に利用されています。

<今後の方向性>

- ・地区行政センターについては、地区の拠点施設としての役割を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。
- ・小学校については、児童・生徒数の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。
- ・旧南川小学校及び旧北川小学校については、地域コミュニティの拠点施設として、歴史的文化的価値も考慮しつつ、今後の施設のあり方を検討します。



7 原市場地区

原市場地区は、名栗地区と市街地の中間に位置する中山間地域で、かつての都心の郊外拡大期には、地区内人口が増加した時期もありました。しかし、近年は都市回帰現象とともに人口減少傾向が続いています。

本地区の人口推計は、他の山間地域と同様、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向が今後も続くことが見込まれています。また高齢者の大幅な増加も見込まれており、地域コミュニティへの影響が懸念されています。また、山間地域の振興や地区のコミュニティの維持のための施設のあり方の検討が求められています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は原市場小学校が設置されています。中学校は原市場中学校が設置されています。

○地区行政センター

原市場地区行政センターが設置されています。

○保育所

原市場保育所が設置されています。原市場地区行政センターとの複合施設となっています。

○その他

原市場福祉センターが設置されています。

<今後の方向性>

- ・地区行政センターについては、地区の拠点施設としての役割を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。
- ・福祉センターについては、地域福祉のあり方、利用状況等を踏まえ、地区行政センターと重複する機能の整理など、今後の施設のあり方を検討します。
- ・小・中学校については、児童・生徒数の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。



8 名栗地区

名栗地区は、市域の最も西側に位置し、入間川の源流と豊かな森林環境を有しています。

本地区は、かつては林業が盛んでしたが、現在は停滞が見られ人口も減少傾向にあります。

本地区の人口推計では、生産年齢人口と年少人口の大幅な減少が見込まれています。また、高齢化が進み、平成 35（2023）年には高齢者が地区人口の半数を上回る見込みとなっています。また、山間地域の振興や地区のコミュニティの維持のための施設のあり方の検討が求められています。

<主な公共施設の現状と課題>

○学校教育施設

小学校は名栗小学校、中学校は名栗中学校が設置されています。

○地区行政センター

名栗地区行政センターのほかに、分館としてあすなろ会館、ふるさと会館が設置されています。名栗地区行政センターは、未耐震施設で老朽化も進んでいます。

○幼稚園

市内で唯一の公立幼稚園である名栗幼稚園が設置されています。

○その他

保健センター名栗分室が設置されています。

<今後の方向性>

- ・地区行政センターについては、地区の拠点施設としての役割を踏まえ、他の施設との複合化を含め、今後の施設のあり方を検討します。
- ・保健センター名栗分室については、利用状況等を踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。
- ・幼稚園、小・中学校については、園児・児童・生徒数の推移を注視し、今後の施設のあり方を検討します。





■地区別施設一覧表

	飯能地区	精明地区	加治地区	南高麗地区	吾野地区	東吾野地区	原市場地区	名栗地区
市民文化・社会教育系施設	●飯能中央地区行政センター ●第二地区行政センター ●市民会館 ●市立図書館 ●旧市立図書館 ●こども図書館 ●郷土館 ●店蔵絹蓆	●富士見地区行政センター ●精明地区行政センター ●双柳地区行政センター	●加治地区行政センター ●加治東地区行政センター ●美杉台地区行政センター ●飯能南台第二地区集会所（ひだまり館） ●美杉台ふれあい館	●南高麗地区行政センター	●吾野地区行政センター ●旧南川小学校 ●旧北川小学校 ●旧高山小学校	●東吾野地区行政センター	●原市場地区行政センター ●中藤地区コミュニティ広場（休憩所）	●名栗地区行政センター ●あすなろ会館 ●ふるさと会館
スポーツ・レクリエーション系施設	●市民プール		●市民体育館 ●市民球場 ●阿須運動公園ホッケー場 ●美杉台公園					●名栗スポーツ広場
産業・観光系施設	●飯能観光案内所	●勤労青少年ホーム	●林業センター			●ふれあい農園施設		●さわらびの湯 ●カヌー工房 ●農林産物加工直売所 ●有間溪谷観光釣場 ●河川広場管理棟 ●名栗湖直売所（レイクサイドテラス名栗湖）
観光公衆トイレ市内全40か所								
学校教育系施設	●飯能第一小学校 ●飯能第二小学校 ●飯能中学校	●精明小学校 ●富士見小学校 ●双柳小学校 ●飯能第一中学校	●加治小学校 ●加治東小学校 ●美杉台小学校 ●加治中学校 ●美杉台中学校	●南高麗小学校 ●南高麗中学校	●吾野小学校	●東吾野小学校 ●西川小学校 ●吾野中学校	●原市場小学校 ●原市場中学校	●名栗幼稚園 ●名栗小学校 ●名栗中学校 ●名栗給食共同調理場
保健福祉医療系施設	●山手保育所 ●第二地区保育所 ○飯一小どろんこクラブ ●飯一小あおぞらクラブ ●子育て総合センター ●シルバー人材センター	●保健センター ●総合福祉センター ●敬愛園 ●つぼみ園 ●飯能事業所 ●飯能ケアホーム ●希望 ●富士見保育所 ●浅間保育所 ●富士見わんぱくクラブ ●双柳たけの子クラブ ○精明児童クラブポプラ	●阿須フレンドワーク ●加治保育所 ●加治東保育所 ●美杉台保育所 ●加治さくらクラブ ●加治東くりの子クラブ ●美杉台児童クラブ室 ●美杉台児童クラブ白樺 ●美杉台児童館 ○子育てひろばにここ	●南高麗福祉センター ●南高麗診療所	○吾野ひまわりクラブ	●吾野保育所 ●東吾野医療介護センター ●訪問看護ステーション（ほほえみ相談室）	●原市場福祉センター ●原市場保育所 ●原市場かたくりクラブ ○いるかひろば	●保健センター名栗分室 ●なぐりっ子クラブ ●名栗診療所
市営住宅	●中山団地・集会所	●富士見団地・集会所 ●浅間団地（北）・集会所 ●向原団地 ●新田団地・集会所 ●平松団地・集会所		●岩淵団地・集会所				
行政系施設		●市役所本庁舎 ●市役所別館 ●市役所第2庁舎	●環境センター	●クリーンセンター				
消防団詰所市内全25か所								
その他の施設	●東飯能駅自由通路							

- ■・・・施設の耐用年数を一律60年とした場合、30年以内に耐用年数を迎える施設、又は既に経過している施設。
- ○・・・他の施設内に設置されている施設（例：○飯一小どろんこクラブ）



第 6 章 今後の取組について

6.1 マネジメントの実施体制

6.1.1 公共施設等マネジメント推進体制

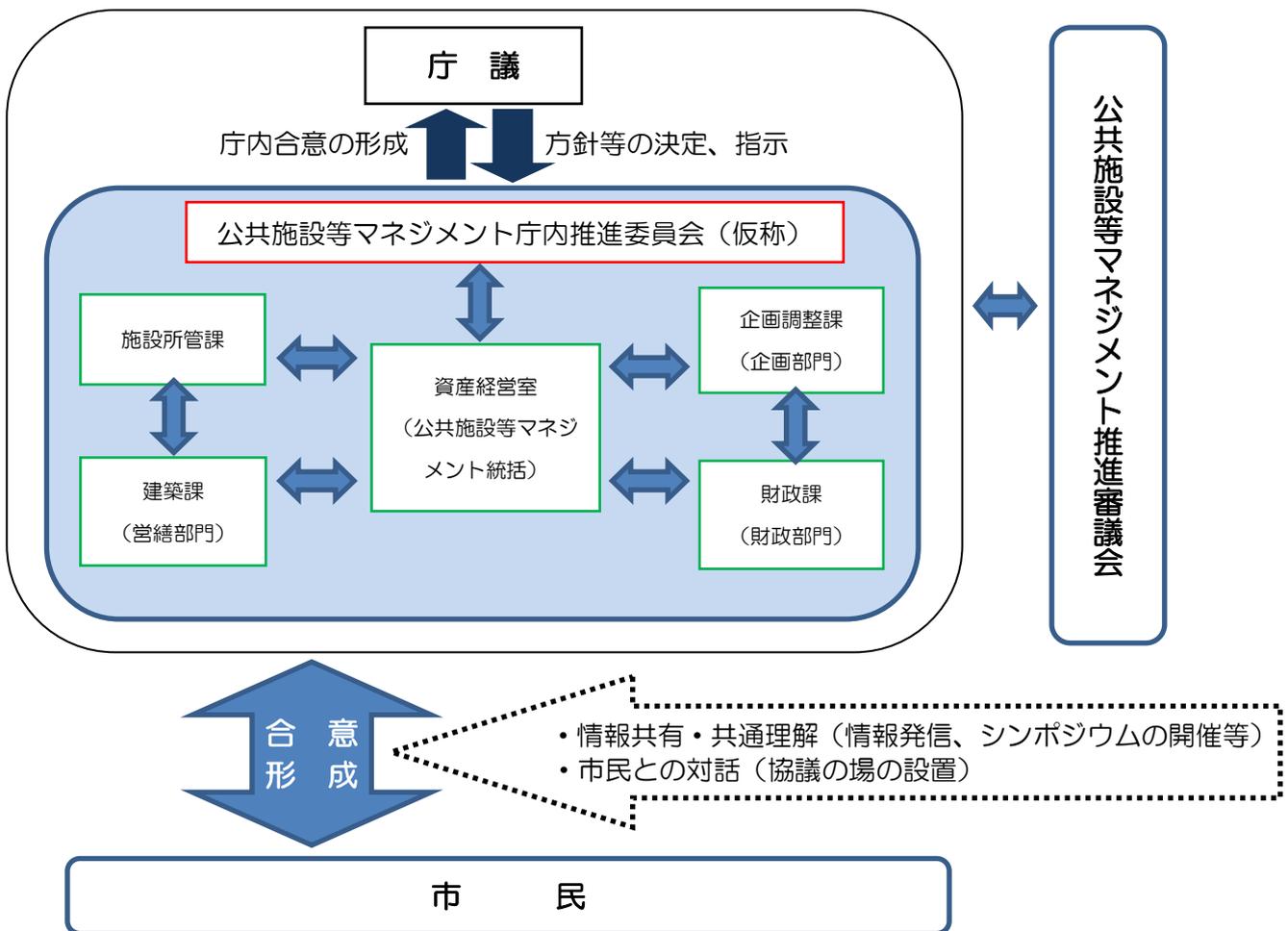
1 公共施設等マネジメント推進体制の構築

公共施設等の維持管理は、建設、改修、修繕、運営などが複数の部署で実施されており、効果的なマネジメントを推進するためには市内の連携が重要です。

本市では、公共施設等マネジメントを推進するため、平成 28 年度に財務部管財課内に資産経営室を設けました。

資産経営室は、施設所管課や営繕部門（建設部建築課）と連携しながら、各公共施設等の稼働状況、管理運営費用、老朽化の状況用等を把握し、公共施設等の効率的な維持管理を図っていきます。また、企画部門（企画総務部企画調整課）、財政部門（財務部財政課）との情報共有、連携を強化し、上位計画との整合性、予算の平準化等に取り組み、公共施設等マネジメントを推進していきます。

市内での連携体制を強化するとともに、市内での議論やマネジメントの進捗状況の確認等を行うため、「公共施設等マネジメント市内推進委員会（仮称）」を設置します。



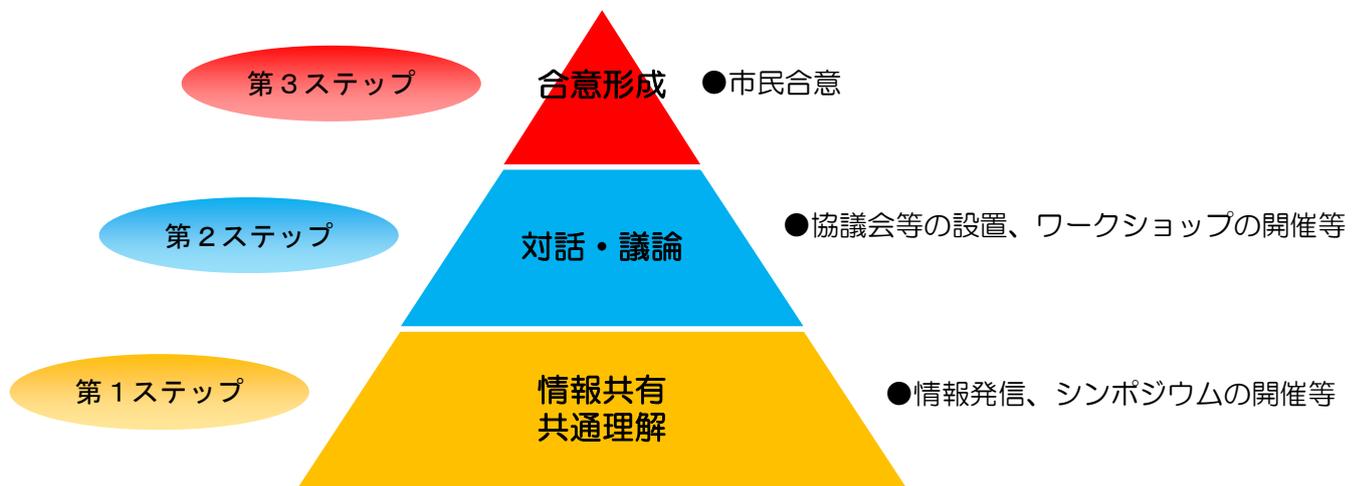
2 市民との合意形成

公共施設等マネジメントの取組は、「将来のまちづくり」の取組でもあり、市民との対話・議論を通じて、市民合意を形成しながら進めていくことが大変重要となってきます。

市民との対話・議論を進めるために、まずは、それぞれの立場や状況を認め合い、市と市民、市民同士が相互に理解する状況を、時間をかけて形成していく必要があります。そこで、積極的な情報発信やシンポジウムの開催等を通じて、市民との情報共有・共通理解を図るとともに、対話や議論が可能となる「土台づくり」に取り組んでいきます。(第1ステップ)

公共施設の利用者は年代、立場等が様々であり、一つの公共施設の再編・再配置計画に対しても、全ての市民の意見が一致するとは限りません。公共施設の再編・再配置等を進めていくためには、第1ステップで形成した「土台」の上に、様々な立場の市民が参加し、行政と市民が一緒になって対話・議論ができる場を設けます。様々な立場の意見や課題を確認し合いながら、それぞれの意見等を踏まえ、共通認識を深めます。(第2ステップ)

これら段階的な取組を進めることで市民合意を形成し、公共施設等マネジメントを推進していきます。(第3ステップ)



3 職員意識の醸成

公共施設等マネジメントの推進は、施設の所管課が主体となって取り組むことはもちろんのこと、全庁的な協力連携体制のもとに進めなければなりません。

全ての職員が公共施設等マネジメントの必要性を理解し実行するために、研修会等の開催、情報の共有を図りながら、職員意識の醸成を図ります。



4 フォローアップの実施

公共施設等マネジメントは、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルにより進捗状況等の確認、評価、改善に取り組んでいきます。

また、評価に当たっては、公共施設等マネジメント庁内推進委員会（仮称）において、庁内横断的な視点から、進捗状況等の把握や検証を行うとともに、評価結果を踏まえ必要な改善、計画の見直し等を進めます。

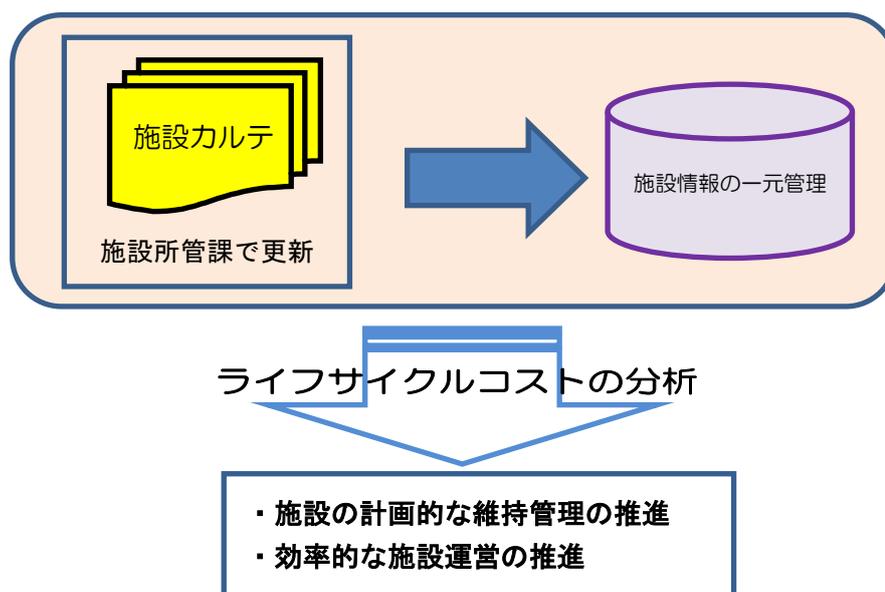


6.1.2 施設情報の一元化

施設を適切に維持管理していくためには、施設情報の一元化が重要になってきます。

今後、「施設カルテ」を活用し、経年的に修繕履歴や施設状況等の集積、蓄積を図ります。また、併せて施設の利用状況や、施設運営にかかるコスト等も把握していきます。

蓄積された情報をもとに、ライフサイクルコストを分析し、施設の老朽化具合や修繕の必要性を判断しながら、計画的な施設の維持管理に活かしていくとともに、効率的な施設運営に取り組んでいきます。



飯能市公共施設等総合管理計画

参考資料



参考資料

1 飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例

○飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例

平成28年3月24日

条例第12号

(設置)

第1条 本市の公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、飯能市公共施設等マネジメント推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共施設等総合管理計画（公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。）の策定及びその推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(庶務)

第8条 審議会の庶務は、財務部管財課資産経営室において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略



2 飯能市公共施設等マネジメント推進審議会委員名簿

○飯能市公共施設等マネジメント推進審議会委員名簿

区分		氏名	役職等	備考
学識経験者	1	熊田 俊郎	駿河台大学法学部教授	会長
	2	阿部 博人	(株)公共ファイナンス研究所 代表取締役 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー	
	3	池原 賢二	埼玉りそな銀行公共施設 マネジメント支援室室長	
知識経験者	4	豊田 義継	飯能市自治会連合会会長	
	5	木崎 幸長	飯能市商工会議所専務理事	



3 飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について（諮問）

28 飯管財発第252号
平成28年12月13日

飯能市公共施設等マネジメント推進審議会
会長 熊田 俊郎 様

飯能市長 大久保 勝

飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について（諮問）

飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について、飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例 第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。



4 飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について（答申）

平成29年3月24日

飯能市長 大久保 勝 様

飯能市公共施設等マネジメント推進審議会
会長 熊田 俊郎

飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について（答申）

平成28年12月13日に諮問された飯能市公共施設等総合管理計画（素案）について、慎重に審議した結果、妥当であると判断します。

なお、本審議会の意見・要望は下記のとおりであるので、計画の実現に向けて十分配慮されるよう要望します。

1 計画全体に対する事項

公共施設等マネジメントは、将来のまちづくりの取組でもあることから、本市の最上位計画である「飯能市総合振興計画」との整合性を図り、市民と共に、将来のまちづくりを見据えた「飯能市公共施設等総合管理計画」の実現に向けた取組を行っていくこと。

2 公共施設の総量に関する事項

- ① 公共施設の統合や縮小の検討に当たっては、飯能市が目指す「まちづくり」、「地域づくり」をイメージし、施設や機能の必要性を見極め、地域の活性化につながる再編・再配置を行うこと。
- ② 人口減少や高齢化による地域活力の低下が懸念される中、コミュニティ、地域福祉、防災・防犯などの観点からも、地域における拠点施設を確保することは必要である。市は地域住民や自治会、各種団体との連携及び共通認識を図り、地域の実情を踏まえ、拠点施設のあり方を検討すること。
- ③ 持続可能な財政運営の実現のため、公共施設等マネジメントを進める中で、余剰となる施設や土地が生じた場合は、積極的に利活用、売却等を検討し、財源の確保に努めること。また、現在活用されていない保有資産についても調査し、有効活用を検討すること。

3 公共施設の管理・運営に関する事項

- ① 施設の維持管理、運営においては、民間と行政の役割を見直し、指定管理者制度や



民間委託のほか、施設を民間に譲渡するなど、民間活力の導入を積極的に検討すること。また、民間事業者等が所有する施設や地域資源を有効に活用し、官民連携による公共施設等マネジメントを行うこと。

4 インフラ施設に関する事項

- ① インフラ施設については、現在必要とされる量を整備・維持しているが、人口減少が見込まれる将来においては、インフラ施設の縮小なども視野に、中長期的な視点から適切なインフラ施設のあり方を検討していくこと。

5 公共施設等マネジメントの推進に関する事項

- ① 今後策定する個別施設計画においては、「飯能市公共施設等総合管理計画」の実現に向け、スピード感を持って計画策定に取り組むとともに、具体的な整備方針や実施時期などを明らかにし、実効性のあるものにすること。
- ② 公共施設等マネジメントについては、市民への積極的な情報提供を行い、行政と市民との共通の認識を深めるとともに、市民との対話・議論を重ね、合意形成を図っていくこと。



5 飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会委員名簿

○飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会委員名簿

	氏 名	所属・職名	備 考
1	木崎 稔生	財務部 部長	委員長
2	奥 孝明	企画総務部企画調整課 主幹	副委員長
3	長谷部 雅	企画総務部庶務課 主査	
4	五十川 美也子	財務部財政課 主幹	
5	白須 靖之	市民生活部地域活動支援課 主査	
6	若林 章	市民生活部地域活動支援課 主幹 (美杉台地区行政センター所長)	
7	宮沢 庸郎	市民生活部市民課 課長	
8	佐野 誠治	健康福祉部地域・生活福祉課 主査	
9	宮崎 邦彦	健康福祉部障害者福祉課 主査	
10	渡邊 由起子	健康福祉部保育課 主幹	
11	松野 至倫	建設部まちづくり推進課 主事	
12	坂本 和之	建設部道路公園課 主幹	
13	坂本 光之	建設部建築課 主査	
14	市川 敏明	教育部教育総務課 主幹	
15	福島 真実	教育部学校教育課 指導主事	
16	加藤 智史	上下水道部下水道課 主査	



6 計画策定の経過

年月日	事 項
平成 28 年 5 月 18 日	第 1 回飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会及び職員向け庁内説明会
6 月 16 日	第 2 回飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会
6 月 21 日	第 1 回飯能市公共施設等マネジメント推進審議会
7 月 1 日	第 3 回飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会
7 月 27 日	第 4 回飯能市公共施設等総合管理計画庁内策定委員会
9 月 14 日	第 2 回飯能市公共施設等マネジメント推進審議会
11 月 25 日～12 月 17 日	「これからの公共施設に関する市民懇談会」
12 月 13 日	第 3 回飯能市公共施設等マネジメント推進審議会
平成 29 年 2 月 20 日～3 月 3 日	飯能市公共施設等総合管理計画（素案）公表
3 月 17 日	第 4 回飯能市公共施設等マネジメント推進審議会
3 月 30 日	庁議



7 「これからの公共施設に関する市民懇談会」

市民の方を対象に、公共施設等の現状と課題を理解していただくとともに、今後、市民と行政が一緒になってこれからの公共施設等のあり方、これからのまちづくりを考えていくスタートと位置づけ、「これからの公共施設に関する市民懇談会」を開催しました。

市民懇談会参加者数

年月日		会 場	参加者数
平成 28 年 11 月 25 日	金	加治東地区行政センター	20 人
12 月 3 日	土	双柳地区行政センター	12 人
12 月 3 日	土	富士見地区行政センター	11 人
12 月 6 日	火	東吾野地区行政センター	15 人
12 月 7 日	水	精明地区行政センター	16 人
12 月 8 日	木	飯能中央地区行政センター	12 人
12 月 10 日	土	第二区地区行政センター	33 人
12 月 10 日	土	南高麗地区行政センター	20 人
12 月 10 日	土	美杉台地区行政センター	13 人
12 月 15 日	木	吾野地区行政センター	32 人
12 月 17 日	土	名栗地区行政センター	26 人
12 月 17 日	土	原市場地区行政センター	26 人
12 月 17 日	土	加治地区行政センター	16 人
計			252 人

これからの公共施設に関する市民懇談会

本格的な「人口減少・少子高齢社会」の到来
 ≪次世代に最適な公共施設等を引き継ぐために≫

- 第1章 公共施設等の老朽化問題
- 第2章 本市の状況(公共施設・人口・財政)
- 第3章 市民アンケートの結果
- 第4章 まとめ



公共施設等に関する意見		
1	拠点施設	地区行政センターは地域活動の中心的施設であり、地区の拠点施設として必要である。
2		山間地域において地区行政センターや学校は、拠点施設として必要である。
3		統廃合については地区行政センターもその対象になると思うが、耐震診断の結果等を踏まえ、その後の計画、方向性を出してほしい。
4		地域が広い特性を考慮すると、地域の拠点としての施設は守ってほしい。
5	統合・複合化・集約化	施設の複合化の推進は必要である。
6		今後の人口構成を考えると、集約化、複合化、スリム化は避けて通れない。
7		施設の統廃合は、山間地の住民にとって不利なので、慎重に進めてほしい。
8		将来を見据え、施設の多機能化、複合化、統廃合を進めていくことが大切である。
9		人口減少ということを理由に施設をなくしてほしくない。
10		学校の統廃合をせざるを得ないことも理解できるが、採算性のみで考えてはいけないと思う。
11	施設配置	各地域において、本当に必要な施設の量を見極める必要がある。
12		高齢化が進み、人口構成によっても、施設に対する住民ニーズが変化してきていると思うので、それに対応した施設配置を望む。
13		各地区にひと通りの施設の配置ではなく、広域的な考え方でいかなければならない。
14		更新の際には、地域に見合った施設配置をしてほしい。
15	施設運営等	施設における管理費、人件費の削減も実施してほしい。使用していない施設は民間に譲渡すべきである。
16		施設運営については、今後、民間活用も必要になってくる。
17		公共施設の受益者負担についても考えていく必要がある。
18		利用率の高い施設は建て直し等を機に、収益を上げられる施設にしてほしい。



8 公共施設に関する市民アンケート

「公共施設に関する市民アンケート」

実施：平成 27 年 11 月

対象：20 歳以上の市民の方

方法：無作為抽出の上、アンケート用紙を 2,000 部送付

回収率：39%

【回答数】

男女別

男	363
女	389
無回答	19
計	771

年齢別

20 歳～29 歳	39
30 歳～39 歳	84
40 歳～49 歳	101
50 歳～59 歳	121
60 歳～64 歳	87
65 歳～74 歳	197
75 歳～	134
無回答	8
計	771

地区別

飯能地区	299
精明地区	143
加治地区	194
南高麗地区	20
吾野地区	20
東吾野地区	13
原市場地区	54
名栗地区	19
無回答	9
計	771

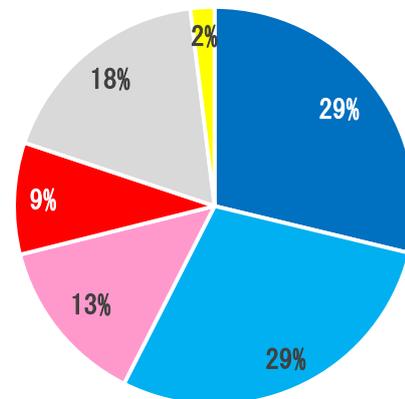
○市民アンケート結果（一部抜粋）

〔設問①〕

現在の飯能市の公共施設全般について、数や数量は十分足りている。

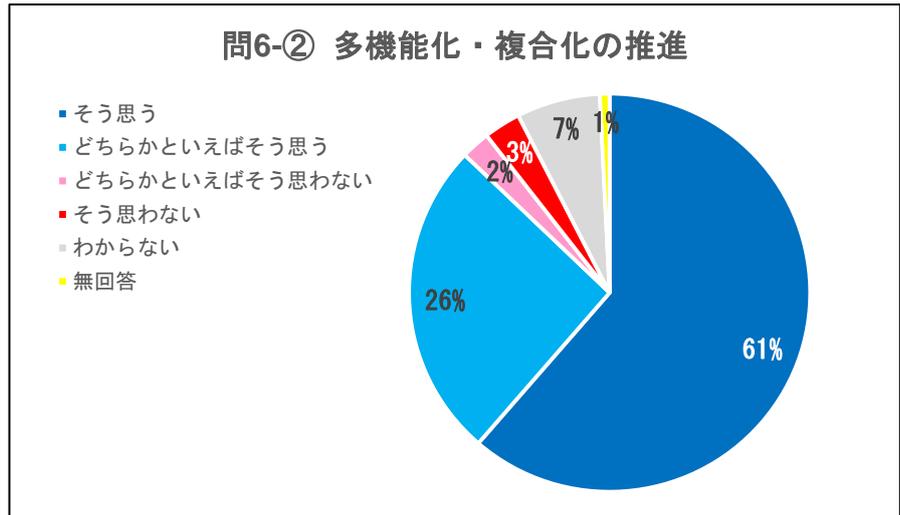
問6-① 公共施設の総量の過不足について

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない
- 無回答



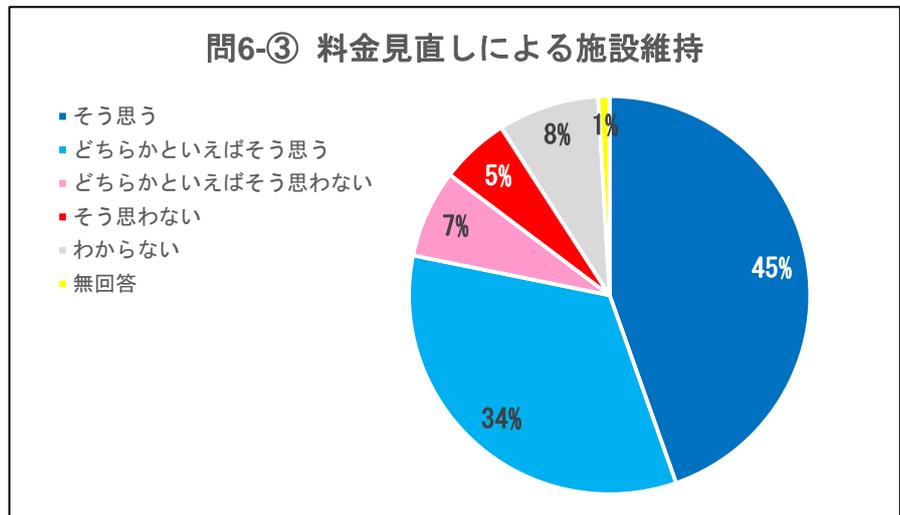
[設問②]

施設の建替時には、周辺の施設と兼用できるものを作り、利便性を向上させつつ、数の適正化を図る。



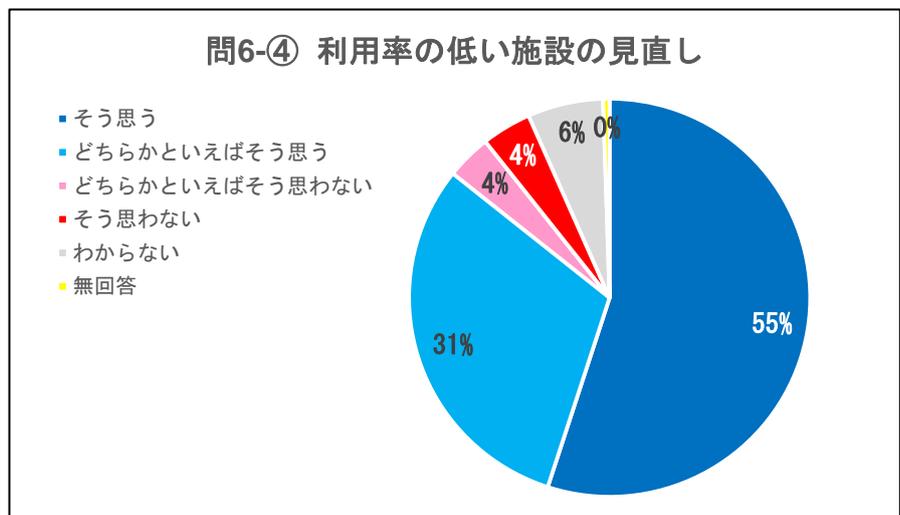
[設問③]

施設を利用する人が負担すべき適切な金額に利用料金を見直すことなどによって、施設を維持していく。

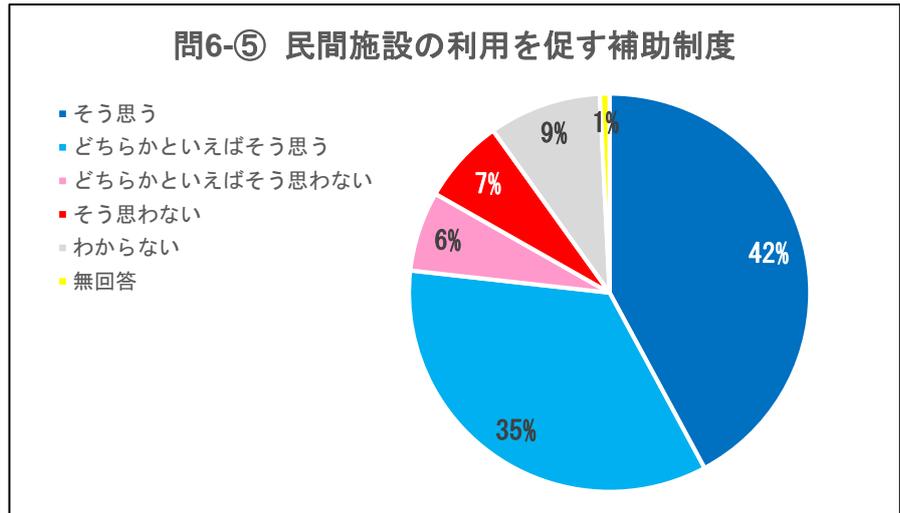


[設問④]

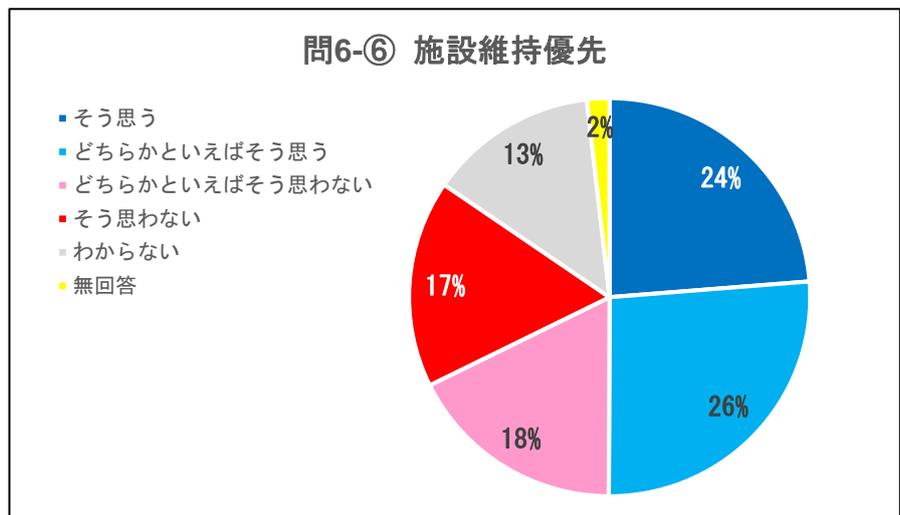
あまり利用されていない施設は廃止し、民間へ売却したり、貸付したりする。



[設問⑤]
市民が民間施設を利用しやすくなるような補助制度をつくり、公共施設でのサービスに代える。



[設問⑥]
今ある施設の建替えや修繕を優先し、施設を維持する。



9 用語集

索引	用語	意味
い	インフラ	道路・河川・橋りょう・鉄道路線・上下水道等、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。本来はインフラストラクチャー（英：infrastructure）といい、「下部構造」「下支えするもの」といった広義的な意味を持つ。
	インフラ長寿命化基本計画	国土交通省が平成25年に策定した、管理・所有するインフラの維持管理と更新等を着実に推進するための取組みの方向性を明確化した計画。
か	介護老人保健施設	介護保険法に基づく介護保険施設で、要介護の方にリハビリなどを提供する施設。
	合併算定替	平成の大合併の折に定められた、合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が配分されるという規則。
	合併特例債	市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度と後続の10か年度に限り地方財政法で定められた経費以外にも充てられる地方債のこと。
き	帰属公園	都市計画法に基づき、環境の保全、災害の防止、通行の安全を図るために開発区域内に設置され、設置後に市に寄付（帰属）された公園。
	義務的経費	一般歳出における人件費・扶助費・公債費からなる支出が制度的に義務付けられている経費。
け	減価償却累計額	固定資産の取得原価を耐用期間に渡り、各事業年度に配分してされる減価償却額の累計額。取得価格より帳簿価格を差し引いた額が該当する。
こ	公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその集団・地域社会・共同体。
さ	再調達価格	同等のものを再築または再取得するのに必要な金額。
	埼玉県住宅供給公社	埼玉県の地方住宅供給公社。公的住宅の建設及び管理を行なうことを目的とする。
し	指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、議会の議決を経て民間事業者などに包括的に代行させることができる制度。民間事業者などのノウハウを積極的に活用することで、行政サービスの向上と経費の節減を目的として導入された制度。



	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費に充てるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。
	社会保障費	医療・介護の自己負担分以外の給付額や受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭、サービスの合計。
	シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき事業を行う公益法人。高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。
	人口ビジョン	人口減対策として国がまとめた「総合戦略」「長期ビジョン」に対し、地方公共団体が当該地域の人口動向を分析し、将来展望等を示した計画。
た	耐震基準	建設物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56(1981)年 5 月 31 日までの建設確認において適用されていた基準を「旧耐震基準」といい、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。旧耐震基準は、震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。新耐震基準は、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。
	耐用年数	建物等が使用に耐え得る年数。税務上の減価償却を行う際にその基準となる年数であり、その用途や構造で年数は異なっている。
ち	地方債	地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。通常、地方財政法にて地方債の対象と出来る経費が定められている。
	地域資源	その地域ならではのリソース(産業資源)のこと。特産物や観光名所。
	地域医療	病院などの医療機関での治療やケアの枠組みに捉われず、地域住民の健康を地域全体で支える医療体制のこと。
と	投資的経費	公共施設等の社会資本の整備に要する普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費。
	都市公園	都市生活に不可欠なオープンスペースを設けることを目的とした公園。
ふ	普通会計	地方公共団体の会計で、一般会計と、公営事業会計を除く特別会計を合算したもの。
	普通交付税	全国の地方公共団体が一定水準の行政サービスを確保できるよう、国が徴収した国税を財政力の弱い団体の財源を補てんするための交付金。



	普通建設事業費	投資的経費を構成するひとつであり、具体的には港湾、道路、下水道、学校等の公共施設の改良・新設を行うための事業経費。
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。
ま	マネジメント	主にビジネス上における様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。
め	メツァ	北欧のライフスタイルとムーミンの世界を体験できる施設。
ゆ	有床診療所	ベッド数が19床以下の入院治療することのできる医療施設。
よ	養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由から、居宅での生活が困難という方が入居する行政の措置施設。
ら	ライフサイクルコスト (LCC: Life Cycle Cost)	企画、設計から、維持管理等に至る過程(ライフサイクル)に必要な経費の合計額。
	ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方。
	ランニングコスト	経営学用語の一つ。企業などにおいて設備や建物を維持するために必要となるコストのことを指す。
り	緑道	避難経路の確保や、住宅地での安全性や快適性のためにつくられた植栽のある通路。
ろ	老人デイサービスセンター	65歳以上で身体上、または精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある方などが日中通い、入浴や食事、機能訓練、介護方法の指導などを提供することを目的とする施設。
P	PFI: Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。
	PPP: Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。





森林文化都市
— HANNO —